

平成29年度に 講じた施策

第Ⅲ部 平成29年度に講じた施策

第 1 章 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

🗫 第1節 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

1 我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、料金設定のあり方を含め、公的施設、インフラの公開及び開放について有識者より意見を聞き、今後、地域の観光資源として公的施設及びインフラのより一層の活用を図るために、現状の課題や対応策等について検討を行った。

(1) 迎賓館

a)赤坂迎賓館(東京都港区)

2017年度(平成29年度)も引き続き接遇に支障のない範囲で一般公開を通年で実施した。また、音声ガイド端末等による多言語対応を実施するとともに、旅行会社との意見交換を踏まえて、団体予約枠を午前中にも拡充した。さらに、和風別館のガイドツアーを6回/日から10回/日へ拡充し、一般公開の魅力向上のため、季節等に応じた特別企画と共に夜間公開を計21日実施した。

加えて、赤坂迎賓館前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ及 び休憩機能等を有する施設を整備するため、同年度は設計業務を実施した。

さらに、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、ユーザーに分かりやすい情報提供を行う ため、民間事業者及び有識者の意見を踏まえ、利用要件、利用相談から実施までのフロー等を整理した。同年度は、4件の特別開館を実施し、事例の積み重ねに努めた。

b) 京都迎賓館(京都府京都市)

2017年度(平成29年度)も引き続き接遇に支障のない範囲で一般公開を通年で実施した。また、旅行会社との意見交換を踏まえて、団体旅行募集の実情に沿った団体枠の設定を行い、京都迎賓館の更なる魅力向上のため、京都の季節を感じる特別企画を7月、8月及び10月に実施し、呈茶や能といった体験型参観を9月に試験的に実施した。さらに、ゴールデンウィークに試験的に実施した夜間公開の結果を踏まえ、9月の体験型参観と合わせて夜間公開を実施した。

このほか、京都迎賓館の魅力を分かりやすく紹介するスマートフォンアプリを2018年(平成30年)4月の試験的運用に向けて開発した。同年2月には、伝統工芸技術の展示施設の一つである大工道具館と連携し、特別企画を試験的に実施した。さらに、「特別開館」の試行実施のため、2017年(平成29年)1月からウェブサイトにおいて行事等の募集を開始した。また、実施に係るフロー等の整理・検討及びユーザーに分かりやすい情報提供を実施した。









赤坂迎賓館及び京都迎賓館の一般公開の状況

(2) その他の公的施設

a) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」については、総理大臣官邸執務に支障のない範囲で、毎月2日間(土曜日及び日曜日)、夏休み期間中である8月は土曜日及び日曜日を含む9日間、合計85回実施し、抽選により選ばれた95校2,572人が参加した。

b) 皇居(東京都千代田区)

土曜日の参観を実施し、事前予約のほか当日受付も行うとともに、1回当たりの参観定員を500人とした。2017年(平成29年)5月より運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイダンスについて周知し、活用を図った。また、乾通りの一般公開については、同年秋季に実施した。

c) 皇居東御苑(東京都千代田区)

富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施した。また、2017年(平成29年)5月より運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイダンスを周知し、活用を図った。さらに、三の丸尚蔵館の収蔵品の適切な保存と公開機会の増加に向けて、2017年(平成29年)12月から有識者懇談会を実施した。

d) 京都御所(京都府京都市)

土曜日及び日曜日を含め通年で、入園者数制限のない一般公開を実施し、事前予約は不要とするとともに、希望者には、英語及び中国語のガイド案内を実施した。また、2017年(平成29年)5月より運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイダンスの周知及び活用を図った。さらに、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しながら、京都御所紫宸殿廻り回廊整備を行っている(2018年度(平成30年度)まで)。

e) 仙洞御所·桂離宮·修学院離宮(京都府京都市)

各施設において、土曜日及び日曜日についても参観を実施し、当日受付も実施した。また、桂離宮においては、2018年度(平成30年度)から1日当たりのガイドツアー回数及び総定員を拡充(6回から24回、210人から480人)するとともに、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施するべく、関係予算を措置した。また、同年度からの参観有料化に向けた検討を進めた。

f) 御料牧場(栃木県塩谷郡高根沢町)

2016年度(平成28年度)に行った2回の試行を踏まえ、年4回へ拡充して、地元外からの見学会を実施した。

g) 埼玉鴨場・新浜鴨場(埼玉県越谷市・千葉県市川市)

2016年度(平成28年度)の試行を踏まえ、展示物の充実等、見学会の充実を図り、地元外からの見学会を年11回実施した。

h) 信任状捧呈に係る馬車列

手続上可能な場合には、信任状捧呈式の実施に関する広報を信任状捧呈式の1週間前までに行うこととし、広報時期を前倒しした。また、宮内庁及び日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト

における情報発信に加え、観光関係団体に対してメールによる周知を行う等、多様な広報媒体で情報提供を行った。

i) 造幣局本局(大阪府大阪市)

貨幣工場の見学における当日受付・事前予約制の併用、造幣博物館の原則としての休日開館を引き続き実施するとともに、博物館内に手話や筆談による展示物の説明が可能である旨の掲示を2017年(平成29年)4月から設置した。

j) 首都圈外郭放水路(埼玉県春日部市)

2017年(平成29年)4月より土曜日見学会を月2回に拡充、同年10月より見学者の定員を1日当たり3回全ての回で25人から50人に増やした。また、利用者の利便性向上のため、屋外にトイレ施設を整備した。さらに、有識者からなる「首都圏外郭放水路利活用懇談会」を同年9月に開催し、更なる利活用を推進するため、周辺の観光資源との連携や民間開放を視野に入れること等の提言を同年10月にとりまとめた。



調圧水槽における見学の様子

k)大本営地下壕跡(東京都新宿区)

2017年度(平成29年度)は、大本営地下壕跡を市ヶ谷台ツアーの見学経路に組み込むための所要の整備に必要な設計を行った。

1) 日本銀行(東京都中央区)

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年(平成28年)6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語・英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。2017年度(平成29年度)においても、これらの施策を継続し、その定着を図った。

2 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

インフラツーリズムについて、地域が主体となった民間主催ツアーの増進に向けて、ウェブサイトやパネル展における情報発信等の取組を行った。これにより、2016年(平成28年)に32件であった民間主催ツアーが、2017年(平成29年)には80件に増加した。

3 公的施設の公開・開放についての情報発信

日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト、SNS等により、一般に公開・開放されている公的施設について、外国人に公開時期、施設写真等の情報を発信している。さらに、訴求力を高めるため、2018年(平成30年)2月にリニューアルしたJNTOのグローバルサイトでは、京都迎賓館、桂離宮、修学院離宮等の公開時期と共に魅力的な写真やアクセス情報も併せて発信した。



◆◆ 第2節 文化財の観光資源としての開花

■1■「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定

地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を促進するため、「文化財保護法及び地方教育 行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を第196回通常国会へ提出した。

また、日本遺産について、2017年度(平成29年度)は新たに17件を認定し、これまでに認定 された日本遺産は54件となった。加えて、地方公共団体による歴史文化基本構想の策定又は改訂 を63件支援(策定済件数:85件)するとともに、歴史文化基本構想に基づいた観光拠点の形成へ の支援(14件)も行った。さらに、優良な取組を実施する観光拠点形成のモデル事例創出に向け、 同年度は、関係省庁と連携し1地域の支援を行うとともに、2018年度(平成30年度)に取り組 む3地域を決定した。

(1) 支援制度の見直し

a)文化財活用事業の支援に係る指標への観光客数等の追加

2017年度(平成29年度)「文化遺産総合活用推進事業」において、地方公共団体が策定する 実施計画書に観光客数等の評価指標の記載を義務化した。

b) 地域の文化財の一体的整備・支援

地方公共団体による歴史文化基本構想の策定又は改訂を63件支援(策定済件数:85件)する とともに、歴史文化基本構想に基づいた観光拠点の形成への支援(14件)も行った。また、優 良な取組を実施する観光拠点形成のモデル事例創出に向け、2017年度(平成29年度)は、関 係省庁と連携し1地域の支援を行うとともに、2018年度(平成30年度)に取り組む3地域を 決定した。加えて、日本遺産の認定、日本遺産認定地域での①情報発信・人材育成、②普及啓発、 ③調査研究、④公開活用のための整備に係る事業補助、地域が抱える個別の課題等に応じた指導 助言を行う専門家の派遣、各認定地域の取組状況について審議する「日本遺産フォローアップ委 員会」の設置等の取組を中心に実施し、日本遺産による地域の活性化・観光振興を促進した。な お、これまでに認定した日本遺産は54件となった。

c) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財等(建造物・美術工芸品)への適時適切な保存修理への支援を行った。また、 修理の際の工事の質を担保するため、2017年(平成29年)12月に補助事業者等に対し、実態 調査を踏まえた通知を発出して注意喚起を行った。さらに、公共事業に準じた適切な契約手続が 講じられるよう、契約時におけるチェックシートを作成した。また、文化庁及び日本政府観光局 (JNTO) のウェブサイトに開設した文化財修理の特設ページや文化庁ウェブサイト掲載のパンフ レット等によって、修理による文化財等の魅力向上等の成果を広く情報発信した。

d) 観光資源としての価値を高める美装化等への支援

2017年度(平成29年度)は重要文化財建造物25件に加え、登録有形文化財建造物12件に対して、美装化を図る事業に支援を行った。また、重伝建地区³³15市町に対し、宿泊、ユニークベニュー³⁴等の観光目的での利活用に資する事業に支援を行った。さらに、同15市町及び重要文化財建造物等29件に対して、バリアフリー化を進める施設・設備の充実等を支援するとともに、優れた整備事例集を作成し、公表した。

e) 修理現場の公開(修理観光)や修理の機会をとらえた解説整備への支援

国宝・重要文化財等(建造物・美術工芸品)を次世代へ継承することを目的に、適時適切な保存修理や、防災施設整備・耐震対策の充実を図るため、引き続き所有者への財政的支援を行った。また、建造物については、修理現場の公開や解説設備の充実に要する経費への支援を行った。

(2) 観光コンテンツとしての質向上

a)分かりやすい解説の充実、解説の多言語化

博物館等を核として文化の発信を牽引する地域において、展示解説等の外国語表示、ICTを活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を実施した。また、2016年(平成28年)7月に策定した「文化財の英語解説のあり方について」を踏まえつつ、更に広い視点で文化財の国際的な魅力発信の方策を検討し、2017年(平成29年)9月に「文化財に関する国際発信力強化の方策について」をとりまとめるとともに、情報の多言語化を図るためのモデル事業として観光立国ショーケースに選定された3市におけるネイティブの専門人材等と連携した文化財解説の多言語化・情報発信等に係る取組を支援した。

b) 文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への観光活用の促進

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節1(1)d

c) 学芸員や文化財保護担当者等に対する講座の新設及び質の高いヘリテージ・マネージャー等の養成・配置

文化財の適切な保存・活用や文化財の魅力を巧みに発信できる人材の育成のため、2017年(平成29年)11月に全国の文化財担当者等を対象とした研修を3日間実施した。研修においては同年3月実施のアンケート結果等を踏まえた外部有識者による講座を実施した。また、「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」において、観光振興に関する学芸員等の研修プログラムを、長野市等計3箇所で実施した。

d)全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

全国各地の文化イベント情報や文化施設の情報を集約し、国内外に発信する「文化情報プラットフォーム」を2017年(平成29年)5月から試行的に運用し、文化プログラム等の情報を集約・発信することにより、文化情報の海外発信に向けた調査・検証を実施した。

また、地方公共団体や民間団体等によって制作・運用されているVR等のICT技術を利用した

³³ 重要伝統的建造物群保存地区の略称であり、伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次のいずれかに該当するもの

[・]伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

[・]伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

[・]伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

³⁴ 歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場をいう。

文化財の公開活用等に関するコンテンツについて、利用する際の利点・課題等の整理や効果的な活用方法の検討を行った。さらに、地方公共団体等における文化財に関するVR等のICT技術を利用した取組を促進するため、「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン」を作成し、2018年(平成30年)2月に公表及び配布した。

e)美術館や博物館の観覧者の満足度向上

国立美術館・博物館において、参加・体験型教育プログラム等への支援やニーズを踏まえた開館時間の延長(国立美術館・博物館は一部を除き7月~9月の毎週金曜日及び土曜日は21時まで開館するとともに、上野にある東京国立博物館、国立西洋美術館、国立科学博物館の国立館はゴールデンウィーク中も21時まで開館)を行った。

また、国内外の人々が文化財にふれる機会を拡大するため、ミュージアムツアー等のプログラムの企画・実施等、文化財公開・活用に係るセンター機能を国立文化財機構内に整備するための予算を要求するとともに、整備に向けた検討を行った。

f) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

独立行政法人日本芸術文化振興会において外国人のための歌舞伎等の鑑賞教室 Discover 公演(2017年(平成29年)6月、11月及び12月)や体験型のワークショップを開催したほか、英語、中国語、韓国語等の音声ガイドやポータブル字幕表示等を整備し、劇場情報の多言語化を図った。

2 文化庁の京都への移転

2017年(平成29年)4月、京都に地域文化創生本部を設置したほか、7月には文化庁移転協議会において、遅くとも2021年度(平成33年度)中の移転を目指すことを決定した。また、文化庁の機能強化を図るため、2018年度(平成30年度)中に組織改編を行うことを決定した。

(1) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

文化財活用と観光振興政策の専門家を配置するなど地方創生等に向けて体制を強化した「地域文化創生本部」において、歴史文化基本構想に基づき実施される観光拠点の形成に係る取組(情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等)を14件支援した。さらに、優良な取組を実施する観光拠点形成のモデル事例創出に向け、2017年度(平成29年度)は、関係省庁と連携し1地域の支援を行うとともに、2018年度(平成30年度)に取り組む3地域を決定した。

(2) 我が国の文化の国際発信力の向上

戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応することを目指して、地域文化創生本部において、同志社大学等、10大学との共同研究事業を採択した。これらの共同研究を通じた研究者ネットワークを構築するとともに、新たな政策課題の実態把握、分析等を行った。

また、2017年度(平成29年度)は、国際的に大きな影響力を有する芸術祭を含む、芸・産学官連携により地域の文化芸術資源を活用して行う芸術祭等計139件に対する支援を行った。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際的舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作等に対しても計35件の支援を行った。

3 世界文化遺産の観光への活用

世界文化遺産所在地等において、ウェブサイトや案内板等の多言語化による情報発信、観光ボランティアガイド養成等の人材育成、シンポジウムやパネル展開催等の普及啓発や世界文化遺産の活用に関する調査研究等の地域の活性化を図る取組(18件)を支援した。

4 観光地域魅力創造の推進

京都市における外国人観光客を対象とした二条城等の文化財施設を巡るモニターツアー等、地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の取組を支援した。

5 文化芸術資源を活用した地域活性化

2017年(平成29年)7月~11月にかけて日本遺産に認定されている5地域の神社・仏閣等において若手実演家による伝統公演を実施したほか、地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が行う地域の多彩な文化を発信・体験できる事業を163件支援した。また、若手芸術家やアートマネジメント人材等、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ高度な技術及び知識を習得するため72件の研修機会等を提供した。

◆ 第3節 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

(1) 国立公園の受入環境の整備及び情報発信の強化

国立公園ウェブサイト、SNSによる情報発信等により、国立公園の魅力の一層の訴求を図った。また、ツアーコンテンツの磨き上げ等を目的としたファムトリップ³⁵の成果を踏まえ、アクティビティ等の情報について、ウェブサイト等のメディアを活用して発信するため、外国人のライターやカメラマンによる紹介記事を作成し、発信を行った。さらに、2017年(平成29年)4月に国立公園管理事務所を5箇所新設し、同年8月に地方環境事務所等の自然公園法の許認可権限の一部を国立公園管理事務所に移し手続の迅速化を図るとともに、プロモーションを行う民間出身の担当者の採用を行った。

(2) エコツーリズムの推進

自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成を支援するとともに、エコツーリズム(ジオツーリズム含む。)に取り組む地域に対する推進体制の強化等の活動を支援した。また、ツーリズムEXPOジャパン2017への出展を行い、旅行業界や地方公共団体等幅広い関係者に周知を図った。エコツーリズム推進全体構想認定地域数は、2016年度(平成28年度)末時点で12件であり、更なる増加に取り組んだ。

(3) 統一性のある情報提供等の推進・誘導案内等の多言語化の推進

各国立公園において、直轄事業及び地方公共団体への自然環境整備交付金及び環境保全施設整備 交付金により、標識デザインの統一や自然災害等に係る情報提供の多言語化、トイレ等のユニバー サルデザイン化、長寿命化等安全で快適な利用環境の整備を実施するとともに、各国立公園の管理

³⁵ ファムトリップとは、海外の旅行事業者やメディア等を観光地に招へいし、現地視察に基づいた旅行商品の造成やメディアへの露出拡大による誘客促進のために行うツアーのことをいう。

運営計画及び「自然公園公共標識の標準表示例2015年版」等の活用を図り、自然公園等施設技術 指針等をもとに、自然環境に配慮しつつ安全で快適な利用環境の確保のための整備を実施した。ま た、十和田八幡平国立公園においては、2017年(平成29年)5月に地域協議会で標識ガイドラ インの素案を作成した。

2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

国立公園満喫プロジェクトの中間評価に向け、旅行消費額、満足度等の「質」に着目した指標を 開発した。また、先行8公園で得られた成果や知見を他の公園にも展開するため、2017年(平成 29年)11月から、公募により選定した8公園(10団体)を対象に、各取組に精通したアドバイザー を派遣する等の支援を開始した。

(1) 自然満喫メニューの充実・支援

先行8公園において、地域と連携し、ツアーコンテンツの磨き上げ、受入体制の強化及び情報発 信を目的としたファムトリップ、人材育成の研修やアドバイザー派遣等を実施した。また、那須平 成の森フィールドセンター(日光国立公園)において、2017年(平成29年)6月からカフェの 試験出店を開始したほか、横山展望台(伊勢志摩国立公園)において、カフェ併設のための改修工 事が完了(2018年(平成30年)夏頃に開業予定)した。さらに、2017年(平成29年)5月に 大山隠岐国立公園において、地元飲食店舗の売上げの一部を草原景観保全活動に充てる利用者負担 の仕組みを構築した。

(2) 上質感のある滞在環境の創出

上質な宿泊施設を誘致するための候補地について、先行8公園のうち3箇所で専門家同行による 調査を行った。そのうち霧島錦江湾国立公園において、宿泊事業者の公募に向け、民間事業者との 対話を実施した。また、地方公共団体が屋外広告物条例に基づく是正指導を実施するなど、各国立 公園におけるエリア内の景観改善に向けた取組を推進した。

(3) 海外への情報発信強化

環境省、観光庁及び日本政府観光局(JNTO)の3者で、国立公園の海外への情報発信方針につ いて検討するとともに、JNTOのウェブサイトやSNS等により、国立公園の情報や魅力を発信した。 また、関係省庁が連携して制作した国立公園のプロモーション動画について、JNTOのSNSにて外 国人に紹介した。

(4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

先行8公園ごとに設置した地域協議会において、関係省庁の交付金等も活用しつつ観光資源の有 効活用を目的とした一体的な取組の強化を実施した。また、先行8公園で得られた成果を他の8公 園(10団体)を対象に展開する事業を2017年(平成29年)11月より開始したほか、先行8公園 において、DMOや広域観光周遊ルート等の取組と連携し公園外を含むファムトリップを実施した。

3 観光地魅力創造の推進

栃木県日光市における国立公園の自然や温泉を活用した商品の造成、かまくらを活用した訪日外 国人旅行者向け体験プログラムの開発等、地域資源を活用した旅行商品の造成や受入環境整備等の 取組を支援した。

+

第4節 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

1 景観計画の策定促進及び無電柱化の推進

(1) 景観計画の策定促進

2017年(平成29年)7月から地方公共団体を対象とした「景観法行政セミナー」を全都道府県で開催した。これにより、2017年度(平成29年度)、20市町村において、景観計画が策定され、合計20都道府県、538市区町村で策定された。

(2) 景観形成を促進するモデル地区の選定

2017年(平成29年)3月31日に「景観まちづくり刷新モデル地区」を10地区(函館市、弘前市、水戸市、高山市、敦賀市、篠山市、田辺市、高松市、長門市及び長崎市)指定したところ、2017年度(平成29年度)は、各地区において建造物の外観修景、路面等の美装化、広場の整備等の事業を概ね3箇年で実施する計画を策定した。

(3) 無電柱化の推進

「無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)」に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を進めた。また、PFI手法による電線共同溝事業を実施するとともに、低コスト手法の一つである直接埋設の実用化に向け、2017年(平成29年)11月から2018年(平成30年)3月にかけて実証実験をした。

2 国営公園の魅力的な景観等の活用

滝野すずらん丘陵公園等の国営公園において、案内サインや発券機の多言語化等の環境整備、周辺の観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けツアーの開催等を行った。

3 美しい自然・景観等の観光への活用

(1) 森林景観の活用

2017年(平成29年)4月にモデル的なレクリエーションの森を「日本美しの森 お薦め国有林」として93箇所選定した。また、このうちの30箇所について、統一的デザインによる日本語及び英語のウェブサイトやリーフレットの作成を行い、国内外への情報発信を強化するとともに、必要な箇所で多言語の標識類を設置する、木道等を整備する等の環境整備を実施した。

(2) 日本風景街道の取組等の推進

2018年(平成30年)1月現在、141ルートが「日本風景街道」として登録されており、地域の 方々による沿道の植樹・植栽、ビューポイントの整備や清掃活動等、道路を活用した美しい景観形 成や地域の魅力向上に資する活動を推進した。

(3) 超小型モビリティの活用

観光地等における「超小型モビリティ」の導入を促進するため、観光協会等に対する支援を実施 した。また、有識者、関係省庁等が参加する勉強会において、車両の安全性、駐車場等の周辺環境 整備等の課題を検証し、具体的な対応について検討を進めた。

(4) 離島・半島地域の観光振興

離島にある資源を活用した観光プログラムの作成や観光地域づくりのマネジメントを行う推進主 体の立ち上げに対して支援を行った。また、半島にある資源等を活用した交流の促進、産業の振興、 定住の促進に資する取組に対して支援を行った。

(5) 沖縄観光の強化

国際旅客船拠点形成港湾として平良港、本部港を2017年(平成29年)7月に指定し、官民連 携によるクルーズ船対応の岸壁や旅客ターミナル等の整備を推進した。また、那覇港、中城湾港、 石垣港においては大型クルーズ船受入のための係留施設の整備等を推進した。さらに、2018年度(平 成30年度)に実施予定の高速船等の実証実験に関する手法等について事業アイディア募集を通じ て検討したほか、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じ、訪日外国人旅行者への観光案内、通訳案 内士育成等、訪日外国人旅行者の受入体制強化等の各種取組への支援を行った。

(6) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

2016年(平成28年)7月から開始している奄美-沖縄間の航路・航空路運賃軽減をはじめ、観 光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業への支援等を実施した。

小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の整備、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の 受入環境の現状調査等への支援を実施した。

(7) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

2017年度(平成29年度)末までに、信濃川(新潟県)等、全国191箇所において、河川敷地 占用許可準則の緩和措置等を活用したオープンカフェ設置など、民間事業者による商業活動等と一 体となり、河川空間とまち空間とが融合した良好な空間形成を図った。

同年度新たに取り組んだ事例としては、大井川(静岡県)の蓬莱橋周辺で、川とその自然にふれ あえる「憩いの場」の整備とともに、民間事業者と連携した取組を推進した。

(8) 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」による雇用の創出・拡大

2017年(平成29年)4月1日に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る 地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)」が施行された。また、特定有人国 境離島地域社会維持推進交付金により、着地型観光サービスを組み入れた滞在プラン等の企画・開 発、宣伝、実証及び販売促進に係る取組について、23の実施主体(2県及び21市町村)に対して 支援を開始した。

滞在型農山漁村の確立・形成 第5節

■ 1 美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫して もらうための取組

(1)「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の選定

2017年(平成29年)6月に、熊本市においてシンポジウム及 びマルシェを開催し、過去の選定地区の取組のPRを実施した。ま た、同年10月に第4回選定として、優良事例31地区を選定し、



「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」のロゴ

同年11月には東京日本橋において、第4回選定地区によるマルシェを開催した。さらに、2018年(平成30年)3月には中国大連で開催された大連ジャパンブランドに出展し、選定地区の取組のPRを実施した。

(2)「農泊」の推進

2017年度(平成29年度)に新設した農泊推進対策事業により、206地域において、「儲かる」体制の確立、古民家の宿泊施設への活用等の地域の「宝」を磨き上げる取組を支援した。また、地域の取組を「知って」もらう機会の創出のため、海外のタレントやブロガー等による国内外への発信(2017年(平成29年)6月~)、シンポジウムの開催(同年7月~)、農泊プロセス事例集の作成及び公表(同年7月)等を実施した。



海外のタレントを起用した動画 (東南アジアのCATV放送局LiTVによる放送)

(3)「SAVOR JAPAN」の認定

SAVOR JAPAN³⁶を発信するため、FOOD EXPO香港、VJTM東京に出展し、農山漁村の食の魅力でインバウンド誘客を図った。また、訪日外国人旅行者が郷土料理を中心に農泊地域を体験するテレビ番組を制作し、NHK WORLDほか、ヨーロッパ、米国及びアジアのケーブルテレビで放映した。さらに、SAVOR JAPAN公式ウェブサイトをSNS対応型にリニューアルし、情報発信を強化した。

■ 2 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

検疫条件が変更される等情報更新の都度、動植物検疫制度及び持ち出し可能な農畜産物に関する 多言語(農産物:日本語、英語、スペイン語、中国語、タイ語、ロシア語及びマレー語 畜産物: 日本語、英語、中国語及び韓国語)パンフレット又はポスターを作成し、空港の輸出検疫カウンター 等で配布した。

また、2017年(平成29年)10月に中部空港旅客ターミナルに輸出検疫カウンターを設置し、主要空港(6空港、7箇所)のカウンターにおける輸出検査を適切に実施した。

さらに、訪日外国人旅行者が直売所等で購入した農畜産物を、旅行中持ち歩かなくても動植物検疫を経て空港等で受け取れる仕組みを構築するなど、農畜産物のお土産としての持ち帰りを推進するとともに、2017年(平成29年)10月から2018年(平成30年)2月まで、全国8箇所(札幌、仙台、大宮、中部空港、大阪、岡山、福岡及び那覇)において、「検疫受検円滑化モデル」に関する説明会を開催し、モデルの普及及び啓発を実施した。

³⁶ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

3 インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

日本貿易振興機構(JETRO)による商談会等に参加する事業者等に対して、セミナーの開催、相談等対応、国内外の商談会及び海外見本市への出展支援等を実施した。海外でのプロモーション等にあたっては、訪日外国人旅行者に対する観光庁等による各種調査結果等の情報も活用した。

4 農業遺産の観光への活用

2017年(平成29年)4月に「日本農業遺産認定証授与式及び記念シンポジウム」を開催し、日本農業遺産認定8地域の取組について紹介した。また、ツーリズムEXPO2017等イベントへの出展や、農林水産省ウェブサイト及び農村振興局Facebook等SNSの活用により、世界農業遺産及び日本農業遺産認定地域について情報発信を行った。

5 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

第21回農林水産業・地域の活力創造本部にて、ジビエ利用量を2019年度(平成31年度)に倍増させる目標が掲げられ、目標達成に向けて2017年度(平成29年度)にジビエのモデルとなる地区を全国から17地区選定した。

また、2017年(平成29年)9月に「ジビエ利用に関する相談窓口」を発足し、官民連携して取り組む体制を構築するとともに、外食や小売等をはじめ、農泊・観光や学校給食、更にはペットフード等、様々な分野において、ジビエの利用拡大に向けた取組を推進した。

さらに、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に向けて、日本旅行業協会及び主要旅行業者5社と同年7月に意見交換会を実施し、課題の抽出等を行った。

◆ 第6節 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームによるワンストップ窓口において、人材や金融・公的支援に関する相談を含め90件(2018年(平成30年)1月末時点)を超える相談を受け付け、必要に応じて専門家を派遣するなど全ての相談に対応した。また、2017年(平成29年)10月より、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組の拡大に向けて、全国9地区でセミナーを開催するなど、全国の地方公共団体及びDMOに対する周知を図ったほか、SNS等オンライン・メディアを通じて優良事例(飫肥、篠山等)に関する情報発信を段階的に実施した。さらに、都市部から地方部への料理人等の人材流動を促すための調査を同年12月より実施し、2018年(平成30年)3月にとりまとめを行った。

2017年度(平成29年度)に新設した農泊推進対策事業により、「儲かる」体制の確立、古民家の宿泊施設への活用等の地域の「宝」を磨き上げる取組を支援した。

古民家を住宅以外に用途変更しやすくするため、階段の基準の合理化や伝統的構法の構造の仕様の追加を同年9月に措置するとともに、空き家等の既存建築物を他用途に円滑に転用することを可能とするなど、更なる建築基準の合理化を図るため、「建築基準法の一部を改正する法律案」を第196回通常国会に提出した。また、歴史的建築物を建築基準法の適用除外にするための条例の制定を進めるため、2018年(平成30年)3月にガイドラインを策定し、公表した。

2017年(平成29年)12月に「不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)」を改正し、同法に係る説明会等を全国で開催するとともに、実務手引書(2018年(平成30年)3月)及びモデル約款(2017年(平成29年)12月)を作成、参入を検討している事業者に対する専門家派遣等、新制度の活用促進に向けた取組を実施した。

◆ 第7節 新たな観光資源の開拓

2017年(平成29年)9月に立ち上げた『「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議』において、「楽しい国 日本」の実現に向けた、新たな観光資源の開拓や外国人向けコンテンツの充実等について、官民のそれぞれの主体が取り組むべき具体策を検討し、2018年(平成30年)3月に提言をとりまとめた。具体的にはマーケティングの視点、プロモーション手法、人材確保についての重要性が示された。また、地域固有の自然の活用やお祭りの外国人への開放等を促進し、コンテンツの充実を図るとともに、今後新たに掘り起こしていくべきものとして、ナイトタイムの有効活用や年間を通してのビーチの活用、さらに、旅行者の利便性や満足度を向上させる取組としてチケット購入の容易化、VR・AR等の最先端技術の活用などが挙げられた。今回の提言については、2018年度(平成30年度)以降に行う各種取組に適切に反映した。

1 外国人に対するイベント情報の提供と参加の円滑化

スポーツ庁、文化庁、観光庁等及び観光関係三団体の官民連携による秋口の旅行機運醸成プロジェクトにて、日本遺産やスポーツイベント等の観光資源の情報を旅行業界に提供し旅行商品造成を促進した。また、日本政府観光局(INTO)のSNSを活用し、多言語による情報発信を実施した。

2 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節1(2)e

3 日本エンターテインメントの発信拠点の整備

インバウンド消費拡大と日本コンテンツの効果的発信を実現するため、2019年(平成31年)2 月頃の開業を目指し、大阪市内に劇場集積型の文化施設の整備を進めた。

第8節 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

1 地方における消費税免税店数の増加

小売事業者等へのダイレクトな働きかけや、地方運輸局及び地方公共団体等が参加する会議の場で、免税制度の周知を行うことを通じて、免税店の更なる拡大を図った結果、2017年(平成29年) 10月1日時点における地方部の免税店数は16,444店まで拡大した。

2 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

2017年(平成29年)4月に、新宿区の商業施設において、関税、酒税、たばこ税、消費税の 免税を受けることができる保税売店が新たに開業し、羽田及び成田空港で当該保税売店で販売した 免税物品を受け取ることができるサービスが開始された。

3 商店街等に対する支援

商店街や中心市街地における特産品販売や宿泊施設等の拠点整備、多言語マップ作成等の訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る取組に対して支援を行った。商店街においては、モデル性の高い取組に対して支援を行った。2017年度(平成29年度)には商店街等における町並み整備は9箇所、外国人受入環境整備は52箇所支援した。

4 ふるさと名物応援事業の推進

「ふるさと名物応援宣言」 について、2017年度 (平成29年度) は新たに78件を認定 (2018年 (平 成30年)3月時点累計185件)し、積極的な情報発信による「ふるさと名物」の知名度向上や、 地域ぐるみの取組を通じた「地域ブランド」の育成及び強化に取り組んだ。また、ふるさと名物応 援事業を通じて、農林水産資源を核とした体験型・着地型観光商品等を企画するなど、各地の魅力 ある地域資源を活用した商品及びサービスの開発や販路開拓を支援した。

5 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

大手ECサイトと連携し、海外向けページにおいて「The Wonder 500」の商材を取り扱う特設ペー ジを2017年(平成29年)6月に開設した。これにより、世界67の国・地域へのアプローチが可 能になった。また、同年4月から羽田空港の有料ラウンジ内で商材の年間展示を実施した。

また、日本貿易振興機構(JETRO)は、地域資源を活用した地元産品の輸出やインバウンド促進 を目指す「地域貢献プロジェクト」において、日本政府観光局(JNTO)のメディア・旅行会社招 へい事業と連携し、2017年(平成29年)9月24日~27日に東北及び九州地方で観光地視察や体 験型観光等を実施した。

6 伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

伝統的工芸品産地のウェブサイト等の翻訳を行い、体験工房等においても英語対応が可能な環境 の導入に向けた取組を実施した。また、産地ブランド化推進事業として、採択産地へ海外有識者を 招へいし、海外目線での地域のブランディング支援を実施した。なお、訪日外国人旅行者の受入が 可能な伝統工芸品産地は合計55箇所(2018年(平成30年)2月時点)となった。

7 地域の消費に係る統計の充実

2018年(平成30年)より、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都 道府県別消費額及び訪問率を把握するため調査方法を改良した。

8 北海道における観光消費の拡大

函館・網走・ニセコの「みなとオアシス」及び「道の駅」の設置者及び管理・運営者と連携し、 訪日外国人旅行者向けの冷蔵・冷凍国際宅配サービス「海外お土産宅配便」の導入店舗拡大に向け た検証及び訪日外国人旅行者へのPRを2018年(平成30年)1月~3月にかけて実施した。

9 ICTを活用したスマートシティの推進

2017年度(平成29年度)の「データ利活用型スマートシティ推進事業」では、6事業者に対 して交付決定し、うち旅行者の動態情報・購買情報等データの収集・分析とその利活用等を含む2 件の事業(札幌市及び高松市)への支援を行った。

10 消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進

国内の4つの類型の観光地におけるマスタープランについて、4つのモデル地域を選定のうえ作 成した。

第9節 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ及びストーリーを持ったルート形成を促進するため、全国11ルートのモデルコースを中心に、サイクルツーリズム及びレンタカードライブ周遊等、滞在コンテンツの充実や、乗合バス運行情報の多言語化等、受入環境整備含む訪日外国人旅行者の周遊促進の取組を支援した(2017年度(平成29年度)は計201件の取組を支援。)。

1 広域観光周遊ルートに対する専門家チーム(パラシュートチーム)の派遣

広域観光周遊ルートの実施主体や地方公共団体(計34団体)に対し、地域の需要を踏まえて専門家を派遣し、観光資源の魅力向上などに関する助言・指導を実施した。

2 テーマ別観光ルートの推進

2017年度(平成29年度)は、2016年度(平成28年度)から支援しているエコ、酒蔵等の6テーマに加え、新たにアニメ、サイクル等7テーマを選定(計13テーマ)し、マーケティング調査、モニターツアー、共同プロモーション等の取組を支援することで、各テーマの魅力を深掘りし、地方誘客を図った。

3 国、地方、民間等が連携した新たな協議会の設置

ICT、AI等の革新的な技術を活用したエリア観光渋滞対策を講じるため、実験実施地域として鎌倉市及び京都市、検討を行う地域として軽井沢町と神戸市を2017年(平成29年)9月に選定した。同年12月に鎌倉、2018年(平成30年)2月に京都において、実験協議会を設置し、車の動向把握に着手した。

4 都市周遊ミニルートの選定

【再掲】第Ⅲ部第1章第4節1(2)

5 観光地における渋滞対策の強化

2017年(平成29年)7月に、北海道富良野美瑛地域において、路肩を活用した通過交通の分離等による渋滞対策を実施したほか、同年10月には、国営ひたち海浜公園において、駐車場の利用分散を促す駐車場事前予約を試行した。

6 広域産業観光事業の実施

地方公共団体及び関係機関等と連携し、石川・富山(テーマ:アニメツーリズム+地場産業)、神戸(テーマ:真珠産業)、愛知・知多半島及び名古屋(テーマ:発酵食品文化、からくり人形からロボテック)、倉敷(テーマ:アニメツーリズム+地場産業)の4地域で「広域産業観光事業」を実施した。

7 観光地魅力創造の推進

富山県氷見市における魚食文化を生かした体験プログラム等、日本各地における地域資源を活用 した旅行商品の造成、受入環境整備等の取組を支援した。

2017年(平成29年)4月から6月にかけて、全ての地方ブロックにおいて「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を設置及び開催した。当会議において、関係省庁の地方支分部局等を新たに構成員に加え、各ブロックにおいて現状の取組や課題を共有するとともに、二次交通の確保をはじめとした受入環境整備や国立公園における滞在プログラムの造成等、多様な取組について、省庁横断的に調整した。

第10節 「観光立国ショーケース」の形成の推進

釧路市、金沢市及び長崎市における「観光立国ショーケース実施計画」を着実に推進するため、関係省庁と3都市による意見交換会を実施した。また、3都市に対する民間投資を促進するための「事業相談会」を開催し、全国から39事業者が参加し、うち28事業者から各市の課題に対する提案があった。

第11節 東北の観光復興

1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

インバウンドによる東北の観光復興に向けて、地域からの提案に基づき実施される、体験プログラム等滞在コンテンツの充実・強化、プロモーションの強化、受入環境の整備等の取組に対し、事業内容や指標設定等について確認しながら支援するとともに、地域における中核人材育成のための社会人向け講座や宿泊業の生産性向上推進のためのセミナー及びワークショップを開催した。

2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北観光の拠点となる仙台市周辺の6市3町からなる「仙台・松島復興観光拠点都市圏」において、圏域が一体となった魅力的な観光地域づくりを進める「インアウトバウンド仙台・松島」の創設を支援するとともに、滞在プログラムの充実、受入環境整備等に対する重点的な支援を実施した。

3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

日本政府観光局(JNTO)において、欧米豪及び東アジアを対象に海外主要局を活用した東北の魅力を発信する映像の放映や、市場ごとのメディア・インフルエンサー・旅行会社招請、共同広告等のプロモーションを2017年(平成29年)8月から2018年(平成30年)3月にかけて強力に実施した。

■4 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

観光庁や日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトにおいて国内外に向け発信するとともに、東北運輸局と連携して、観光案内所や「道の駅」において、施設の新設等に合わせて、「東北6県見るもの・食べもの・買いもの・100選」を配布した。

5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

樹氷などの雪を生かした東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組や東北6県等 が広域的に連携した取組等について、東北観光復興対策交付金により重点的に支援した。

6 ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

2017年度(平成29年度)は、新たに80件のホストタウン³⁷を登録し、累計の登録件数は218件(2018年(平成30年)2月末時点)となった。また、地域活性化等に資する先進的な取組事例集及び調査事業報告書を作成し、ウェブサイト及び講演会・説明会により情報提供を行った。さらに、同年9月に被災3県を対象とした復興「ありがとう」ホストタウンを新設し、震災以降支援してくれた海外の国・地域に対し、釜石市をはじめとする9地方公共団体が相手国・地域の関係者を招待又は相手国・地域を訪問し関係者へ直接感謝を伝えるなどの交流を行った。

7 防災学習も含めた教育旅行の再興

福島県において、教諭、PTA及び旅行会社を含む教育旅行関係者を対象としたモニターツアーの 実施等の取組を支援した。また、岩手県や宮城県等の太平洋沿岸地域において、語り部ガイドの育 成に対して支援した。さらに、岩手県において、台湾の教育旅行関係者を招へいする取組及び多言 語震災学習プログラムの開発等の取組を支援した。

8 仙台空港のLCC拠点化の促進

日本政府観光局(JNTO)において、2017年(平成29年)9月から2018年(平成30年)2月 にかけて、航空会社及び航空会社の座席を販売する旅行会社計7社と共同広告を実施した。

9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「みちのく潮風トレイル」について、2017年度(平成29年度)に新たに約286kmが開通した(計約689km開通)。また、ウェブサイト、SNS及び各種イベント等における情報発信により利用者の増加を図るとともに、トレイルセンターの整備に向けた取組、多言語対応標識の整備及び管理運営体制の構築を実施した。さらに、「里山・里海フィールドミュージアム事業」により、三陸復興国立公園において、公園施設の整備やビジターセンターにおける自然体験プログラムを行った。

10 新たな復興ビジネスモデルの支援

計37件の提案の中から、東北各地の酒蔵訪問を組み込んだ訪日外国人旅行者向けの旅行商品の開発、東北における周遊観光の促進に向けたバス路線の活用等、外国人交流人口の拡大につながる11の提案を選定し、民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援した。

³⁷ ホストタウンとは、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、大会参加国・地域と人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体のことをいう。

観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

第 1 節 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

1 通訳案内士

通訳案内士制度について、業務独占規制の廃止や全国通訳案内士に対して定期的な研修受講を義 務づける等の措置を講じる「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第 50号) / が第193回通常国会において成立、2018年(平成30年)1月4日より施行された。また、 全国通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士試験について、2018年度(平成30年度) 試験より、新たに「通訳案内の実務」を試験科目に追加することを決定した。

さらに、これまで、各特例法等に基づき導入されていた各地域特例ガイドについては、新たに「地 域通訳案内士 | 制度として通訳案内士法の本則に位置づけられ、同制度が全国展開された。

2 ランドオペレーター

2018年(平成30年)1月4日に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法 律(平成29年法律第50号)」において、旅行サービス手配業者の登録制度が創設された。また、 本改正に併せて「旅行業法施行規則等の一部を改正する省令」等の関係法令の整備を行った。

3 宿泊業

(1) 生産性向上

宿泊業における生産性向上の取組を加速化させるため、「観光産業革新検討会」においてとりま とめた最終報告書を踏まえ、札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の全国5箇所において、ICTを活 用した業務効率化や付加価値向上に関するモデル事例等を題材にしたセミナーを2018年(平成30 年)3月に開催した。

(2) 多様な宿泊サービスの提供促進

a) 「民泊サービスのあり方に関する検討会」における検討

2017年(平成29年)6月の「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」成立以降、政省令 の整備やガイドラインの策定等を行った。また、同年12月に違法民泊の取締強化等を盛り込ん だ「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」が成立した。

b) 「観光地再生・活性化ファンド」の活用

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が組成した 観光関連ファンド等により、観光地の面的整備や事業承継に関わる問題解決等、観光地の再生・ 活性化を支援した。

c) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

地方整備局等に設置している相談窓口において、制度の活用に取り組む地方公共団体の相談等 に対応した。

d) 宿泊施設における情報開示

旅館の認知度を向上させるとともに、訪日外国人旅行者に宿泊施設として選択してもらうため、「観光産業革新検討会」のとりまとめを踏まえ、旅館の紹介映像の作成や外国人が重視するサービスの有無等の情報開示について検討した。

4 旅行業

2018年(平成30年)1月4日に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」において、地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設や1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁等の措置が講じられた。また、本改正に併せて「旅行業法施行規則等の一部を改正する省令」等の関係法令の整備を行った。

2017年(平成29年)3月に「国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」を一部改正し、同年9月に仙北市における地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施した。また、同市において、地域限定旅行業の登録を受けたことを踏まえ、着地型旅行商品造成に向けた検討を開始した。

5 観光地再生・活性化ファンド(仮称)

官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行ってきたほか、株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)の有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を2018年度(平成30年度)以降も安定的・継続的に提供できるよう、REVICの出資・支援決定期限(2018年(平成30年)3月末)及び業務完了期限(2023年(平成35年)3月末)を3年間延長する「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」を第196回通常国会に提出した。

6 通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

全国通訳案内士等の登録事務手続の統一化を図るため、地方公共団体に対して通達等による働きかけを行った。また、通訳案内士等の有資格者の就業機会の確保を図る観点から、旅行業者等が全国通訳案内士等の有資格者を一括して検索することができるデータベースを整備したほか、2018年(平成30年)1月に旅行業界、ホテル業界等に対して通訳ガイドを手配する場合には積極的に全国通訳案内士等を活用するよう指導した。

◆ 第2節 民泊サービスへの対応

1 民泊サービスのルールづくりに向けた検討

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)a

2 国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

2017年度(平成29年度)は制度等のより一層の周知が図られ、従前の大田区、大阪府及び大阪市、北九州市に加え、新たに新潟市と千葉市で特区民泊が開始されることになった。特区民泊の認定数は、2018年(平成30年)3月末時点で666施設、1,994居室となった。

第3節 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

1 観光産業の担い手の3層構造による育成

(1) 観光経営を担う人材育成

2018年度(平成30年度)の観光MBA開学に向け、一橋大学及び京都大学におけるカリキュラ ム開発を支援するとともに、観光経営人材育成フォーラムの開催や新聞広告を展開するなど、啓蒙・ 広報活動を強化した。また、京都大学では、コーネル大学と包括連携協定が締結され、ダブルディ グリープログラムの実施に向けた調整が進められた。

(2) 観光の中核を担う人材育成の強化

大学観光学部等のカリキュラム変革等に向けたワーキンググループを2017年(平成29年)12 月に設置し、産学が求める観光人材像等について検討を進めた。また、学生や社会人を対象とした 産学連携による教育プログラムの開発について、新たに8校を採択(累計12校)し、事業内容の 充実化、プログラム開発ノウハウの横展開等の支援を行った。

さらに、観光産業における雇用のミスマッチの解消に向けた長期インターンシップモデルに関す る調査を継続して行い、2018年(平成30年)3月に、観光庁ウェブサイト等を通じて先進的な 事例の発信を行った。

また、2018年(平成30年)2月より、観光産業におけるシニア・女性の活用に向けたオンラ イン講座やセミナーを実施した。外国人材の活用については、「専門的・技術的分野における外国 人材の受入れに関するタスクフォース」において検討を開始した。

加えて、2017年(平成29年)5月に「学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41 号)」が成立したことを受け、同年9月に専門職大学設置基準等を制定した。これらにより、産業 界等と連携した教育課程の開発・編成・実施、長期企業内実習の実施、実務家教員の積極的任用等 を義務づける大学制度を創設した。

(3) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

地域の人材ニーズに応じて、宿泊業のグローバル化に対応した観光人材の育成に関する社会人の 学び直し教育プログラムの開発・実証を実施した。また、各地域のモデルとなる取組として、沖縄 県において観光人材の中長期的な育成に向けた産官学の協議体制構築に着手した。

■ 2 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

クールジャパン・インバウンド外国専門人材の受入促進等を目的に、入管法の特例等について措 置する「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71 号) | が2017年(平成29年)9月22日に施行された。本法においては、クールジャパン・イン バウンド対応分野の受入における在留資格への該当性等の事項について、区域会議において関係府 省及び関係地方公共団体が一体となって協議・検討し、必要に応じて上陸許可基準の特例の対象等 とする枠組みを設けた。

+

第4節 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

1 旅館等に対する投資促進

(1) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

2017年度(平成29年度)は約600の旅館・ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応経費 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等)の支援を行い、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせ た宿泊施設の提供を促進した。

(2)「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)b

2 旅館等の空室の有効活用

2016年度(平成28年度)の空室情報提供強化事業で得られた結果を踏まえ、事業に参加した団体、関係者とともに、空室情報の効果的な収集と発信方法について、課題の洗い出し等を行った。

3 宿泊産業事業者の人材育成

【再掲】第Ⅲ部第2章第3節1(2)(3)

4 多様なニーズへの対応

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)d

5 宿泊施設整備の促進

(1) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)c

(2) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

地域金融機関と共同でマネジメント型まちづくりファンドを合計で4件組成した。

また、2017年(平成29年)12月に「不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)」を改正し、 同法に係る説明会等を全国で開催するとともに、実務手引書(2018年(平成30年)3月)及び モデル約款(2017年(平成29年)12月)を作成、参入を検討している事業者に対する専門家派 遺等、新制度の活用促進に向けた取組を実施した。

6 海外宿泊事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、地方都市に路線を就航させる航空会社、ホテル、旅行会 社等の観光関連企業の誘致及び在日外資系企業のビジネス拡大を支援した(計12件)。また、観光 分野の対日投資セミナーや日本への企業招へい、地方公共団体との交流イベントを実施した。

🤝 第5節 世界水準のDMOの形成・育成

■1■「日本版 DMO 登録制度」の登録法人に対する支援

日本版DMO登録制度において、2017年度(平成29年度)末までに198法人を登録した。また、 関係省庁の支援メニュー集を改訂し、公表するとともに、これまで蓄積した知見等を踏まえた日本 版DMO形成・確立に係る手引きの記載の充実や各地方ブロックにおけるDMO意見交換会の実施(計 10回)等により、優良事例の横展開等に取り組んだ。

2 世界水準のDMOの形成に向けた支援の実施

(1) 情報支援・ビッグデータの活用促進

ユーザーの意向も踏まえつつ、DMOネットのマーケティング支援機能及びマッチング機能等を 強化し、DMOの更なる業務効率化や民間事業者との連携促進等を図った。また、システムの利用 促進に向けて、活用モデルの構築に取り組んだ。2017年度(平成29年度)末までに136のDMO がシステムの利用登録を行った。

加えて、DMOにおけるビッグデータを活用した戦略策定等の取組を促進するため、2017年(平 成29年)3月に作成した「ICTを活用した訪日外国人観光動熊調査に関する手引き」を、同年5 月以降、計3回にわたり、全国のDMOに配布し活用を促すとともに、各地域で行われるDMO意 見交換会において情報発信を行った。

また、2017年(平成29年)7月に開催した「観光予報プラットフォーム活用コンテスト」に おいて、全国から活用事例の募集を行い、優良事例5件を選定した。さらに、それらの取組につい て、ツーリズムEXPOにおいて表彰するとともに、来場者に対してモデル事業として紹介すること で周知を図った。

(2) 人的支援

DMOを担う人材を育成するために、基礎プログラムについては、最新情報や具体例を追加する ことにより、一部ブラッシュアップを図り、2017年(平成29年)11月末に研修を実施し、32名 が参加した。応用プログラムについては、統計データの活用、WEBマーケティング等のテーマに より、2018年(平成30年)2月末に研修を実施し53名が参加した。研修プログラムやテキスト については、今後DMOネットへの掲載を検討し、各DMO内の人材育成を推進する。

(3) 財政金融支援

a)「地方創生推進交付金」による支援

地方創生推進交付金を活用し、地方創生の取組の更なる深化を目的として、地方公共団体が中 心となってDMOを自主的・主体的に形成・確立する取組を2017年度(平成29年度)も安定的 及び継続的に支援した。

b) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)から、瀬戸内7県の広域DMOと連携 して地方銀行7行と株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が運営する「せとうち観光活性化ファンド」 や、ITを活用して観光インバウンド事業を行うベンチャー企業向けのファンドに対し、LP出資³⁸ を実施した。本ファンドにおいて、古民家を改修した宿泊施設の整備等の案件に対する出資が決定した。

第193回通常国会において「地域未来投資促進法³⁹(平成19年法律第40号)」が改正され、2017年(平成29年)7月31日に施行された。本法に基づき地方公共団体が作成した185の基本計画に同意し(2018年(平成30年)3月末時点)、基本計画に基づき承認された地域経済牽引事業の設備投資等を支援した。

c)政府系金融機関によるDMOの設立等への支援

日本政策金融公庫は、2017年(平成29年)4月に観光産業等の生産性向上や観光消費の底上げを目的とした「観光産業等生産性向上資金」を創設した。また、日本政策投資銀行(DBJ)は、引き続き瀬戸内地域におけるDMOの経営及び資金面でのサポートを行うとともに、同年10月に新潟・佐渡地域における誘客活動を推進する新潟・佐渡観光推進機構への出資を実施し、資金及び運営面でのサポートを開始した。

◆ 第6節 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- 観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の安定的・継続的提供
- (1) 政府系金融機関による DMO の設立等への支援

【再掲】第Ⅲ部第2章第5節2(3)c

(2)「観光地再生・活性化ファンド」の活用

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)b

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) によるファンド組成終了後の支援体制の整備の検討 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節5

◆ 第7節 次世代の観光立国実現のための財源の検討

国際観光旅客税の創設

2020年(平成32年)訪日外国人旅行者数4,000万人等の目標達成に向け、観光促進のための税として、2019年(平成31年)1月7日より適用される国際観光旅客税を創設し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保することとした。税収については、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備等、国際観光の振興に資する3つの分野に充当することとし、改正国際観光振興法において明記することとした。

2 恒久的観光財源確保のための諸制度の検討

日本と諸外国の観光振興予算比較による課題分析、米国のESTA制度等の分析及び我が国におけ

³⁸ LP 出資とは、出資額の範囲においてのみ責任を負う有限責任組合員(Limited Partner)が行う出資のことをいう。

³⁹ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

る観光振興財源確保に向けた諸制度検討への論点整理、国内外での宿泊税や諸外国の観光振興財源 確保の制度についての調査及び新たな制度のあり方についての検討を行った。

◆ 第8節 訪日プロモーションの戦略的高度化

1 オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの取組

(1) 欧米豪に対するプロモーション

日本政府観光局(JNTO)において、2017年(平成29年)9月に開催した商談会で、着地型観光のアウトドアアクティビティを取り扱う海外旅行会社の招請枠を新たに設けるなど積極的な商品造成の働きかけを実施するとともに、メディア招請や旅行博における情報発信を実施した。

JNTOにおいて、欧州統一のプロモーション動画等を活用し、航空会社と連携し割引運賃を訴求する共同広告、オンラインやテレビ等を通じた純広告及び最新技術を活用した体験型広告の展開により、旅行先としての日本の認知度向上を図った。

(2) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

欧米豪6市場(米国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア及びカナダ)において、日本政府観光局(JNTO)により、海外旅行には頻繁に行くが旅行先として日本を認識していない層を取り込むための訪日グローバル・キャンペーンを実施するため、事前調査やアドバイザリボードの知見等も踏まえたPR動画を作成し、現地著名人等を活用したイベントを実施した。

また、中国市場においては、「深度遊」をテーマとして、2017年(平成29年)10月から12月にテレビ番組の放送、2018年(平成30年)1月にインフルエンサー招請等を実施した。

(3) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する支援体制強化

2017年(平成29年)9月に日本政府観光局(JNTO)に「地域プロモーション連携室」を設置し、地方ブロックごとに専任職員を配属し、地方公共団体及びDMOとの連携強化を図った。また、同年11月から2018年(平成30年)3月にかけて地方ワークショップ等を全国15箇所で開催し、JNTO職員を地方へ出張させ、地方公共団体等が直接相談できる機会を設けた。

(4) 海外市場におけるデスティネーション・キャンペーンの実施

日本政府観光局(JNTO)において、欧米豪を中心に海外主要局を活用し、東北の魅力を発信する映像の放映並びに市場ごとのメディア・インフルエンサー・旅行会社招請・共同広告等、様々なプロモーションを2017年(平成29年)10月から2018年(平成30年)3月にかけて実施した。

(5) オリパラを活用した訪日プロモーション

a)オリパラ等を契機とした魅力の発信

①ラグビーワールドカップを契機とした訪日プロモーション

日本政府観光局(JNTO)において、観戦ツアー商品の造成をする公式旅行代理店21社に向けて、日本の魅力を紹介した。また、2017年(平成29年)10月のトーナメント発表会に4箇国のメディア5社を招請し、同年11月から12月にかけて試合会場となる地域を行程に取り入れたファムトリップを実施し、情報発信を行った。

②文化プログラムの活用

「文化情報プラットフォーム」を2017年(平成29年)5月から試行的に運用し、全国各地の文化イベント情報や文化施設の情報を集約し、国内外に発信した。

日本政府観光局(JNTO)において、訪日プロモーションに資する文化プログラムのイベント情報を発信した。また、米国で2017年(平成29年)9月に開催された食のイベント「Los Angeles Times The Taste 2017」に出展し、食を中心とした訪日プロモーションを実施した。

③メディア芸術に関する発信の強化

「文化情報プラットフォーム」を2017年(平成29年)5月から試行的に運用し、全国各地の文化イベント情報や文化施設の情報を集約し、国内外に発信した。また、同年9月に第20回文化庁メディア芸術祭受賞作品展を実施し、我が国が誇る優れたメディア芸術作品を国内外に発信した。さらに、国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図るため、同年8月より第21回のコンテストの作品募集を開始した。

④オリパラに向けた観光促進策の強化

次第に高まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への関心に向けて、観光 庁内にラグビー・オリパラ推進本部を、日本政府観光局(JNTO)内にラグビー・オリパラ戦 略推進室をそれぞれ設立し、戦略的なプロモーションに向けた体制構築に着手した(2018年(平 成30年)3月)。

⑤平昌大会に際しての日本の魅力発信

日本政府観光局(JNTO)において、2018年平昌オリンピック・パラリンピック競技大会後の2018年(平成30年)2月末から3月上旬に国内外の外国語メディアを対象とした招請事業を行い、日本におけるウィンタースポーツ及び各地域の観光の魅力について発信をすべく、メディアとのネットワークの構築に着手した。

⑥「Japan On-line Media Center」の充実強化

日本政府観光局(JNTO)において、外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像、画像プラットフォーム「Japan On-line Media Center」の抜本的再構築に向けてコンテンツの権利状況を精査し、新規拡充を進めるとともに機能強化を行うための事業者を2018年(平成30年)2月に選定した。

⑦ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

【再掲】第Ⅲ部第1章第11節6

⑧「オリパラアンバサダー」導入の検討

訪日外国人旅行者への道案内等のコミュニケーションを円滑に行える人材を増やすことを目的とし、主にホストタウンに登録している地方公共団体のボランティアを対象に、ノウハウを学ぶe-ラーニングの教材の作成を進めた。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国民に心のバリアフリーを広め、誰もが当たり前のように困っている障害者、高齢者等に自然に声をかけることができる社会に変革していくため、障害や接し方に関するe-ラーニングの教材の作成を進めた。

⑨「beyond2020プログラム」の推進

2018年(平成30年)3月末までに約4,000の文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証した。プログラムの認証において、バリアフリー対応又は多言語対応を必須要件とすることで、全ての人が参画できる機会の確保に努めた。また、2017年(平成29年)5月から都道府県等においても「beyond2020プログラム」の認証を行うことを可能とし、2018年(平成30年)3月末までに41組織が登録された。さらに、2017年(平成29年)10月からは、公

共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を開設し、更なる展開を図った。

⑩日本映画の振興

日本映画の海外映画祭への出品に対する支援を行ったほか、2017年(平成29年)11月末 ~12月上旬に中国(北京・成都・福州)において日本映画の特集上映会を開催した。また、 日本映画の海外発信や訪日外国人旅行者等への鑑賞機会の拡充を図ることを目的として、多言 語字幕制作を支援した。

b) スポーツツーリズムの推進

「スポーツ文化ツーリズム」の好事例と今後有望な事例発掘のため、「スポーツ文化ツーリズムアワード2017」を実施し、29事例の中から、「マイスター部門」2事例(奨励賞)、「チャレンジ部門」3事例を選定し、2017年(平成29年)11月に、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」でスポーツ庁、文化庁及び観光庁の3長官からの表彰及び取組の情報発信を行った。また、2018年(平成30年)3月には事例調査報告書を作成し、公表した。

地域スポーツコミッションの活動支援について、2017年度(平成29年度)は13団体からの応募のうち、スポーツキャンプ誘致などを実施する4地域の取組を支援した。また、新たな地域スポーツコミッションの設立を加速させるため、スポーツ庁ウェブサイトにて、この4件を過去の支援事例に追加する形で掲載するとともに、各種セミナー(約30件)において広く発信した。

日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト、SNS等により、訪日外国人旅行者が参加及び観戦できるスポーツの情報を、周辺の観光情報と併せて随時発信した。さらに、訴求力を高めるため、2018年(平成30年)2月にJNTOのグローバルサイトをリニューアルした。

c)日中韓三国による連携

ビジット・イースト・アジア・キャンペーンの一環として、米国、英国、ドイツ及びフランスにおいて、日本政府観光局(JNTO)が中国及び韓国と共同で現地旅行会社や航空会社等を対象にセミナーを実施し、各国の魅力を発信することで、東アジア方面のツアー造成支援や旅行商品の販売促進を行った。

2 大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘客

国内で開催される大規模国際競技大会に向けて、各組織委員会及び関係府省庁と連携し、開催準備に取り組んだ。また、関係団体と協力し、全国の小・中学生年代をはじめとした幅広い層に対するラグビー競技の普及・啓発活動や、ラグビー競技を通じた国際交流を継続して実施するなど、ラグビーワールドカップ2019日本大会を含む各種大会の成功に向けた取組を行った。

3 欧米豪を中心とした訪日層の拡大

(1) 海外のオンライン旅行会社との連携強化

日本政府観光局(JNTO)において、2017年(平成29年)5月から2018年(平成30年)2月にかけて、中国、香港、タイ、シンガポール、英国、米国及びドイツにおいて、航空会社やオンライン旅行会社と連携し、共同広告を実施した。

(2)「JAPAN WEEKEND」の実施

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構(JETRO)及び日本政府観光局(JNTO)は、4者連携に基づく JAPAN WEEKEND事業として、米国「Los Angeles Times The Taste 2017」(2017年(平

成29年)9月)及びベトナム「Japan Festival」(2018年(平成30年)1月)に共同出展し、一体となって日本文化の発信及び訪日プロモーションを行った。

(3)「ジャパニーズライフスタイル」の作成

日本貿易振興機構(JETRO)は、日本のライフスタイルを海外や在留外国人に発信する媒体「ジャパニーズライフスタイル」を作成するにあたり、2017年度(平成29年度)は、効果的なコンテンツ、媒体及び効率的な発信手法等に関して、民間企業や地方公共団体へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえた検討を行い、SNS等を通じて映像を発信することで、訪日外国人旅行者やビジネス客の拡大を図ることとした。

4 日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

(1) 外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムの情報発信

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内の外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムを一覧表示及び検索できるページに、新たに開発されたプログラムを追加した。

(2) 地方における消費額拡大のためのプロモーション

日本政府観光局(JNTO)において、アジア市場向けにはショッピング、米豪市場向けには体験型観光を軸として、2017年(平成29年)7月から11月にかけて全4回のブロガー招請を実施し、訪日誘客及び消費額拡大につながる情報発信を行った。

5 新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

日本政府観光局(JNTO)は、2017年(平成29年)4月から2018年(平成30年)3月にかけて、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、インドネシア、シンガポール、英国、米国、オーストラリア及びカナダにおいて、各国の訪日旅行の閑散期及び日本側の閑散期である冬期の訪日旅行需要の底上げを図るため、旅行博、広告等のプロモーションを実施した。

6 スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

2017年(平成29年)8月にスポーツツーリズムの需要拡大に向けた官民連携協議会を設立し、2017年度(平成29年度)内に3回開催した。また、同年9月から10月にかけて国内・海外7箇国・地域を対象としたスポーツツーリズムの実施経験・意向等調査を実施し、データ整備を行った。さらに、2018年(平成30年)3月には、これらの成果を「スポーツツーリズム需要拡大戦略」としてとりまとめ、公表した。また、レジャー情報サイトを活用したスポーツツーリズム訴求プロモーションを実施した。

7 JNTOの機能強化

日本政府観光局(JNTO)において、重点20箇国・地域の市場特性等を把握するための基礎調査を実施し、中国と台湾ではプロモーションのターゲット層を設定するための調査も行い、調査結果を2018年度(平成30年度)からの国別プロモーション方針に反映した。

また、JNTOのバンコク及びデリー事務所において、テレビ番組の放映(2017年(平成29年)9月)、映画とのコラボ等、日系企業と連携したプロモーション(2018年(平成30年)3月)を実施した。さらに、今後更なる連携強化に向けて、関係機関、民間企業等と意見交換を実施した。加えて、JNTOにおいて、ICT経験人材を含めたデジタルマーケティング専任部署を2017年(平

成29年)10月に新設し、ICTマーケティング研修を実施した。

あわせて、JNTOのウェブサイトの刷新(2018年(平成30年)2月)及びJNTOアプリ(2017年(平成29年)9月)・インスタグラム(同年10月)の運用を開始した。また、全ウェブサイトでアクセス解析を行う仕組み等、デジタルマーケティングの基盤を整備(同年7月)し、運用を開始した。その結果を踏まえ、2018年度(平成30年度)からの国別プロモーション方針を策定した。加えて、現地目線でのプロモーションを展開するため、欧米豪市場の中でも先行して米国及びドイツで現地のPR・コンサル会社と契約した。

8 現地の旅行代理店販売員の人材育成支援

日本政府観光局(JNTO)において、中国、スペイン、イタリア、フランス、ドイツ、英国、米国及びロシアにおける旅行代理店の販売員の人材育成のため、e-ラーニングの教材を整備し、配信を行った。また、e-ラーニングの教材の知名度向上のため、広告展開等も実施した。

第9節 インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

1 インターネットを活用した取組

日本政府観光局(JNTO)は、訪日外国人旅行者が必要とする情報を一元的に発信するため、JNTOスマホアプリの運用を2017年(平成29年)9月より開始した。また、同年10月には、インスタグラムを開設し、既存のFacebookと合わせてSNSによる情報発信を強化した。加えて、有力ブロガーを組織化すると共に招請を実施した。さらに、2018年(平成30年)2月には、JNTOグローバルサイトを外国人の視点を取り入れ抜本的にリニューアルした。

加えて、JNTOにおいて、2016年度(平成28年度)に実施した瀬戸内と東北におけるビッグデータを活用した動態分析の結果を踏まえ、同地域を紹介するテストマーケティング用サイトを2017年(平成29年)11月に開設した、データ分析を行った。

さらに、在外公館等では、現地メディアが配信・放映した訪日観光情報をはじめとする日本事情をSNSで再発信し、より広い層に拡散した。また、外務本省SNSが発信した地方の魅力等に関するコンテンツや、JNTO・地方公共団体等から提供されたコンテンツのシェアに加え、独自コンテンツの配信も行った。

2 欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとした旅行先としての日本のブランドイメージの確立

(1) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

【再掲】第Ⅲ部第2章第8節1 (2)

(2) 富裕層向けの情報発信等の取組

日本政府観光局(JNTO)として、欧米豪地域における有力富裕層を対象とした旅行商談会に出展し、富裕層の旅行先としての日本について認知度向上を図ったほか、海外の有力メディアや富裕層向け旅行商品を取り扱う旅行会社から1年間で約140名を日本各地に招請し、富裕層の旅行需要の特性を踏まえた視察や商談会等を通じて、日本向けツアー商品造成の支援を行った。

3 在外公館や放送コンテンツ等の活用による日本の魅力の発信

(1) 在外公館等の活用による親日層の開拓

a)ジャパン・ハウス等の活用

2017年(平成29年)4月のジャパン・ハウス サンパウロ開館時に、『竹』をテーマにした企画展示を実施した。また、開館後も、著名な建築家やアーティストの展示、日本の食をテーマとした『SATOYAMA』展等、様々な展示企画を実施した。さらに、地域の魅力発信の取組として、福島県知事が来伯した機会に復興に関するセミナーを実施した。

また、ジャパン・ハウス サンパウロにおいて、同年7月に日本政府観光局(JNTO)主催の訪日観光セミナー・商談会を実施した。12月に一部先行開館したロサンゼルス及び2018年(平成30年)に開館予定のロンドンでは、ジャパン・ハウスの認知度向上に向けたプレ・イベントを開催した。

b) 地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

駐日外交団等に対し、合計8の地方公共団体・地域・法人等と協力して、セミナー2件を開催し、それぞれの地方の投資誘致、観光誘致、特産品、伝産品等をPRした。また、地方公共団体等と共催の駐日外交団を対象とする視察ツアーについては、秋田県北部、宮崎県、群馬県、三重県伊勢志摩地域、富山県高岡市・石川県金沢市、東京都台東区の計6件を実施した。



三重県伊勢志摩地域視察ツアー・海女小屋 体験で新鮮な魚介類に舌鼓を打つ外交団 (2017年(平成29年)11月)

c)地方の観光地としての魅力の発信

被災地を含む複数の地方公共団体及び民間企業と連携し、中国の北京・上海において米を中心とした日本産品等、地域の観光資源をPRし、また、ロシアのモスクワにおいて、日本各地の魅力発信を目的にプロモーション事業を実施した。

d) 飯倉公館におけるレセプションの実施

飯倉公館を活用し、外務大臣が地方公共団体首長等と共催でレセプションを開催する取組を4件(福岡県、岡山県、高知県及び北海道)実施し、各地の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地等の魅力をPRした。

e)文化事業等を通じた訪日需要の喚起

インバウンド観光促進に資する多様な魅力の情報発信強化 のため、在外公館及び国際交流基金(JF)による文化事業に



外務大臣及び高知県知事共催レセプション・ 会場内のブースを回る河野大臣と尾﨑知事 (2018年(平成30年2月))

よって、伝統文化からポップカルチャーまで、広範な文化芸術分野において、公演や展示、映画

の上映会等を実施するとともに、日本ブランド発信事業等により、京都で培った文化財デジタル 化技術や日本ならではのリゾート経営などに関する講演会やワークショップ等を実施した。

日本政府観光局(JNTO)は、JFの実施する国際文化交流事業や日本語教育普及事業と連携し、 対日関心層の訪日旅行促進や訪日教育旅行促進を目的とした取組を実施した。



「日本ブランド発信事業」 京都大学井手亜里教授が、インドネシア、 ASEAN事務局を訪問し文化財の デジタルアーカイブ技術について講演 (2018年(平成30年)2月)



「日本ブランド発信事業」 星野佳路氏がモスクワ市立経営大学において 星野リゾートの運営手法と日本のおもてなしに ついて講演(2018年(平成30年)3月) (モスクワ市立経営大学提供)

(2) 放送コンテンツの途上国等のテレビ局への提供

外務省では国際交流基金(JF)を通じ、商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施した。総務省及び経済産業省の事業にて作成された外国語版等の作品も現地テレビ局に提供する作品に含めるとともに、JFが提供した番組の放送前後に日本政府観光局(JNTO)が作成した訪日観光プロモーションに資するCMを放映する等、関係省庁と連携し事業を実施した。2018年(平成30年)1月末現在、120箇国・地域に延べ約1,700番組を提供し、現地テレビ局において順次放送した。

(3) 放送コンテンツ制作等による日本の魅力のPR

a) 放送コンテンツを通じた日本の地域の魅力の効果的発信

「コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業」において、観光関連動画の翻訳や海外イベントへのご当地キャラクター等地域コンテンツの出展等、字幕・吹き替え等を付与するコンテンツの現地化やプロモーションに対する支援を実施した。

b) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)において、日本コンテンツ専用の衛星放送チャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業を支援し、8 箇国・地域で継続して放映した。また、放送国・地域の拡大に向けて、海外メディアに対する働きかけ等を行った。

c)株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構による支援

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)は、2018年(平成30年)3月9日に、ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業への支援を決定した。

d) NHKワールドTVによる発信

「放送法(昭和25年法律第132号)」に基づき2017年(平成29年) 4月1日に、NHKに国の

文化、伝統及び社会経済に係る重要事項等、テレビ国際放送の実施を要請し、NHKにおいて必須業務として行うテレビ国際放送と一体として放送を実施した。

e) 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトによる日本国内の魅力ある地域産品等の情報発信 海外で活躍する専門家を招いた視察ツアー等の取組をモデル事業として、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用し、地域産品の海外販路開拓を推進しようとする6つの地方公共団体の支援を行った。

f) 関係省庁連携による日本の各地域の魅力の発信

総務省では、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につながるよう、関係 省庁とも連携し、日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信する取組を43件実施した ほか、映像コンテンツの国際見本市等において、関係省庁と連携しながら、日本の放送コンテン ツや日本食、日本文化等の魅力を発信した。

外務省では国際交流基金(JF)を通じ、商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施した。総務省及び経済産業省の事業にて作成された外国語版等作品も現地テレビ局に提供する作品に含めるとともに、JFが提供した番組の放送前後に日本政府観光局(JNTO)が作成した訪日観光プロモーションに資するCMを放映する等、関係省庁と連携して事業を実施した。2018年(平成30年)1月末現在、120箇国・地域に延べ約1,700番組を提供し、現地テレビ局において順次放送した。

JNTOでは、2017年(平成29年)9月にフィリピンで開催されたイベント「日ASEANテレビ祭り」において、訪日プロモーションを目的としたブースを出展した。また、2018年(平成30年)1月には英国にて開催された、食・旅番組の制作発表と連動した訪日プロモーションを実施した。農林水産省では、2016年度(平成28年度)に制作した日本産食材の品目別の60秒のCM「SEEKING PERFECTION」等を、日本食普及のイベントや関係省庁のイベントにおいて放映し、日本産食材・食文化の魅力を発信した。

(4) 国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」について、英語サイトの実証実験を実施した。

(5) 日本語教育の拡充による親日層の育成

国際交流基金(JF)を通じて、日本語専門家の派遣、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。また、「日本語パートナーズ」派遣事業では、2017年度(平成29年度)はASEAN(東南アジア諸国連合)各国、中国及び台湾に計591人を派遣した。

(6) 海外日本庭園の再生

米国・カリフォルニア州及びルーマニア・ブカレスト市の2つの日本庭園を選定し、モデル事業 として修復を実施し、今後の修復支援体制の構築を図った。

4 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

平成28年(2016年)熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等の災害が発生した観光地について、

旅行会社招請やSNS等を活用したプロモーションを実施した。また、草津白根山(本白根山)の噴 火について、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトで正確な情報発信を実施した。

5 観光分野における多国間枠組みへの貢献

国際機関及び多国間枠組みの各種会合へ出席し、日本のインバウンド観光政策等を積極的に紹介 した。また、2017年(平成29年) 10月に、UNWTO(国連世界観光機関)と協力し、岡山市及 び三重県と共催で「持続可能な観光国際年」記念国際観光シンポジウムを開催した。さらに、 2018年(平成30年)2月には、UNWTOと山形県が共催で「UNWTO 雪と文化の世界観光会議」 を開催した。

6 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

2017年(平成29年)4月に日本及びインドの観光当局間で、観光分野に関するアクションプ ランを策定するとともに、同年12月、東京において「第2回日印観光協議会」を開催し、2020 年(平成32年)までの共同活動プログラムに署名を行った。また、2017年(平成29年)9月に 日本及びロシアの観光当局間で、「食と観光週間」イベント実施に関する協力覚書及び2018年(平 成30年)の観光交流人口を22万人とする共同活動プログラムの改正に関する覚書に署名を行った。

7 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

新千歳空港など北海道内4箇所の空港においてアイヌ工芸品の展示を実施するとともに、札幌市 にてシンポジウムを開催するなど、PR活動を強化し地元気運の醸成を図った。

8 外国メディア招へいやフォーリン・プレスセンターも活用した情報発信

26箇国・地域から計43名の記者と、日本特集番組制作のテレビチームを7チーム招請した。ま た、フォーリン・プレスセンター(FPC)を通じた在京外国プレス向けのプレスツアーを7件実施 した。これらの取組により日本の魅力を発信し、海外からの誘客に寄与した。

9 旅客船・フェリーの観光利用促進のための効果的な情報発信

一般社団法人日本旅客船協会において、旅客船・フェリーのターミナルまでのアクセス情報等を 提供するとともに、「船から見る」又は「船で行く」日本の絶景を紹介し、その地域の観光地や航 路等の情報を集約した訪日外国人旅行者向け英語版ウェブサイト(船で見る日本の絶景検索サイト (英語名:Scenic Japan from the Water))を構築した。

第 10 節 MICE 誘致の促進

MICE誘致促進に向けた支援体制の構築

(1)「MICE 推進関係府省連絡会議」の開催

2017年(平成29年)7月にMICE推進関係府省連絡会議を開催し、「関係府省MICE支援アクショ ンプラン 中間とりまとめ」を策定した。

(2) ユニークベニューの利用促進

2017年(平成29年)7月に策定した「関係府省MICE支援アクションプラン 中間とりまとめ」

を踏まえ、国が主催する会議において、ユニークベニューを活用した事例をもとに、関係省庁間で課題及び知見を共有した。また、関係省庁所管のユニークベニュー活用が可能な施設のリスト化に向けて関係省庁及び関係施設等と調整を進めた。

国内ユニークベニューを利用した実証実験事業を実施するとともに、海外先進都市の事例調査等を実施した。また、2018年(平成30年)2月に清澄庭園(東京)と橿原神宮(奈良)においてイベント企画・運営事業者等を対象としたセミナーを開催し、海外・国内の先進都市におけるユニークベニュー利活用の演出手法やユニークベニューを中心にしたビジネスモデルを紹介するなど、意義及びメリットを啓発し、更なるイベントビジネスの活性化を図った。

(3) 会議施設等の整備に対する支援

国際競争力強化施設整備支援事業や民間都市開発推進機構による金融支援を通じて大都市の国際 競争力強化を図った。

(4) MICE の経済波及効果の調査

MICEの重要性を広く普及させることを目的として、有識者委員会での議論を踏まえ、旅行代理店や展示会主催者、海外からの参加者等に対するアンケート調査により、国際MICE全体の経済波及効果を算出した。その結果、国際MICEにおける総消費額は約5,384億円、経済波及効果は約1兆590億円、雇用創出効果は我が国全体で約96,000人分、税収効果は約820億円と推計された。

(5) インセンティブ旅行の誘致促進

2018年(平成30年)1月よりMICEブランディングキャンペーンとして、MICE専門誌への広告掲載等を行うとともに、刷新された日本政府観光局(JNTO)のMICE情報ポータルサイト等を通じて、我が国のMICE開催地としての優位性等を周知した。

また、インセンティブ旅行のベストプラクティスを2017年(平成29年)9月に表彰した。受 賞企画等のJNTOウェブサイトへの掲載及びセミナー等におけるケーススタディとしての活用等の 取組により、国内外への露出を図った。

(6) 国内外のステークホルダーへの働きかけ

MICE 開催地としての日本の認知度向上を図るべく、海外MICE 見本市への出展、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトのコンテンツの充実、MICE 専門誌への掲載等を通じて、我が国のMICE ブランドを活用した PRを実施した。また、MICE ブランド浸透のため、MICE 関連国際団体との連携を通じた MICE ブランディングキャンペーンを展開した。

(7) 日本政府観光局(JNTO)によるグローバル・ネットワークの構築

2017年(平成29年)6月に開催されたICCA(国際会議協会)の研修セミナーにおいて、日本を国際会議の開催地としてPRするとともに、海外の国際会議主催者と国内MICE関係者とのグローバル・ネットワークを構築した。また、2018年(平成30年)2月に東京で開催されたIAPCO(国際PCO協会)総会に合わせ、MICEシンポジウムやネットワーキングイベントを実施し、IAPCOメンバーと日本のステークホルダーとの交流の機会を創出した。



IAPCO総会に合わせ実施した、 ネットワーキングイベント(出典:IAPCO)

(8) コンベンションビューローの機能高度化支援

2017年(平成29年)9月及び11月に、「MICE誘致・開催プロジェクトマネジメント力強化支援事業」の選定都市に対して海外のMICE専門コンサルタントを派遣し、地域ステークホルダーとの連携手法や立候補提案書作成スキル等の強化を図った。

(9) 大学関係者等 MICE 主催者の掘り起こし

国際会議主催者セミナーを大阪(2017年(平成29年)11月)及び東京(2018年(平成30年)2月)で実施した。また、MICE誘致アンバサダーについては、2017年度(平成29年度)に新たに12名を任命するとともに、アンバサダー対象者の拡大のため、MICE誘致アンバサダープログラムの規約改定を行った。

(10) 国内で開催されるイベントに関する情報提供

日本国内で開催されるイベント等に参加する訪日外国人旅行者の呼び込み強化のため、2018年 (平成30年)2月に日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトにおいて、イベント情報を見やすく整理するなどの刷新を行い、外国人にも分かりやすい情報発信に取り組んだ。

(11) 産業観光プログラムの充実

観光庁及び日本政府観光局(JNTO)が主催の「VISIT JAPAN トラベル& MICE マート」(2017年(平成29年)9月)の開催に合わせて実施した海外旅行会社及びメディア等のファムトリップにおいて、日本貿易振興機構(JETRO)が産業観光情報を提供し、鹿児島の酒蔵等がファムトリップの訪問先として組み込まれた。また、2018年(平成30年)1月に開催された「全国産業観光フォーラム」に併せ、「広域産業観光事業」において愛知県内各地域へのファムトリップを実施し、MICEとの連携を強めた。

(12) 日本学術会議と日本政府観光局(JNTO)の協力体制の構築

学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致活動のために、日本政府観光局(JNTO)が行うMICEアンバサダープログラムを活用し、2017年(平成29年)6月から11月にかけてPR活動を行った。また、同年11月にJNTOより全国のコンベンションビューロー宛に日本学術会議が行う共同主催国際会議の募集案内についての周知を行った。

(13) MICE専門人材の育成

コンベンションビューローやMICE関連事業者に対する初級セミナー(2017年(平成29年)5月)に加え、PCO(会議運営会社)の国際的なアライアンスであるINCONと連携し、より上級のセミナー(2018年(平成30年)2月)を実施し、コンベンションビューロー及び業界関係者のMICE専門人材育成強化を図った。

(14) 日本政府観光局(JNTO)のマーケティング機能の強化

2017年(平成29年)4月より日本政府観光局(JNTO)海外事務所に対しマーケティングに関する外部コンサルティングを行い、市場動向の情報収集・分析力を強化した。また、各コンベンションビューローとの連携を強化するため、人員を増強するなど、JNTOの体制を整えた。

(15) MICE国際競争力の強化

我が国のMICE国際競争力強化に向けた方策を「MICE国際競争力強化委員会中間とりまとめ」として2017年(平成29年)8月に策定した。本とりまとめに基づき、「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」を開催し、各コンベンションビューローの組織体制や予算規模、目標値等の共有を行った。また、同年10月に「MICE人材育成協議会」を設置し、次世代のMICE人材育成及び確保のための方策について検討を開始した。

◆ 第11節 IRに係る法制上の措置の検討

2017年(平成29年)7月の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」、同取りまとめに係るパブリックコメント及び説明・公聴会での意見等を踏まえ、特定複合観光施設区域整備法案の作成に取り組んだ。

◆ 第12節 ビザの戦略的緩和

中国に対しては、2017年(平成29年)5月から、十分な経済力を有する者に対する数次ビザの発給開始、東北3県数次ビザの6県への拡大、相当の高所得者に対する数次ビザの緩和及び個人観光一次ビザの申請手続簡素化を実施した。また、中国国外居住者に対しても、中国国内と同じ要件で観光目的での数次ビザ発給を開始した。

インドに対しては、2018年(平成30年)1月から、数次ビザの申請書類の簡素化及び発給対象者の拡大を実施した。

2017年(平成29年)6月から2018年(平成30年)1月にかけては、中央アジア諸国を含む CIS諸国及びジョージアに対し、商用目的の者、文化人・知識人向け数次ビザの緩和及び自己支弁 渡航の場合に身元保証書等を省略する措置を実施した。さらに、2017年(平成29年)7月から、アラブ首長国連邦に対し、事前登録制ビザ免除措置を導入した。

また、在外公館の状況に応じた受付方法の改善等、ビザ申請環境の整備を行うとともに、訪日外国人旅行者の増加に伴う申請の増加に対応するため、臨時職員を配置するなど人的体制の強化に取り組んだ。

さらに、在外公館等の活動を通じ、日本の多様な魅力を発信するとともに、中国・インドにおいて、旅行会社セミナー、ウェブサイト・SNS等によりビザ緩和措置の情報を発信するなど、ビザ緩和と連動したプロモーションを実施した。また、中国においては、PR動画の展開、地方公共団体と連携した観光促進イベントの開催、民間企業との連携による東北への誘客に向けたプロモーション等を実施した。

◆ 第13節 訪日教育旅行の活性化

1 地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内の訪日教育旅行専用ページにおいて、受入側学校との 調整において配慮すべき事項や具体的な事例紹介等について情報を発信した。

2017年(平成29年)10月に開催された帰国・外国人児童生徒等教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会にて、訪日教育旅行における地域の観光部局と教育部局の役割分担の明確化に

ついて説明を行うなど、関係者への周知を行った。また、JNTOと文部科学省が連携し、国内の観光部局と台湾の教育関係者を招請したセミナーを実施した。

2 海外と地域をつなげる一元的な相談窓口の設置

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト内の訪日教育旅行専用ページにて情報発信し、JNTOが相談窓口となり国内教育関係先とのマッチング支援を実施した。2017年度(平成29年度)は1月末時点で44件の問い合わせがあり、うち16件が成立した。

3 訪日教育旅行に対する理解の促進

2017年(平成29年)10月に開催された帰国・外国人児童生徒等教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会において、訪日教育旅行の教育的意義について説明を行うなど、関係者への周知を行った。

また、2017年度(平成29年度)は、スーパーグローバルハイスクール(SGH)指定校全校(123校)において、訪日教育旅行の受入を実施した。

さらに、日本政府観光局(JNTO)において、海外の学校関係者を対象としたセミナーを、台湾・シンガポール・中国・マレーシア・オーストラリア・米国・カナダにて、2017年(平成29年)6月~2018年(平成30年)3月にかけて実施した。また、台湾において、若年層参加のイベント(訪日旅行感想文コンテスト)を2017年(平成29年)6月に実施した。

加えて、JNTOウェブサイト内の訪日教育旅行専用ページにおいて、受入側学校との調整において配慮すべき事項や具体的な事例紹介等について情報を発信した。

4 訪日教育旅行の地方への誘致

日本政府観光局(JNTO)において、2017年(平成29年)7月から10月にかけて、マレーシア、 韓国及び台湾の訪日教育旅行関係者の日本各地への招請を実施した。また、中国の教育旅行関係者 を宮城県に招請した。

◆ 第14節 観光教育の充実

1 観光・旅に関する教育の充実に向けた取組

総合的な学習の時間を想定したモデル授業の構築に向け、初等・中等教育における国内外の観光教育先進事例について調査を行い、2018年(平成30年)3月にとりまとめを行った。

高等学校において、2022年度(平成34年度)の入学生から「地理総合」を必修とする高等学校の学習指導要領を2018年(平成30年)3月に改訂した。

2 若者世代の旅行需要喚起

京都府木津川市における学生の意見を取り入れた旅行商品や名産品の開発等、若者世代の興味・関心を喚起する魅力的な商品造成を支援した。

3 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

(1)「若旅★授業」の実施

「若旅★授業」の全国展開に向けた環境整備のため、現状の出前授業や運営体制等について各地

方運輸局にヒアリングを行うとともに、授業内容の改善を図るため、学生に対しアンケートを実施 し授業前後の意識変化を分析した。

(2)「道の駅」における大学連携

夏期休暇や通年の授業を利用し、「道の駅」で就労体験や地域の資源を活用した商品開発等を行う取組を、就労体験型で21大学、連携企画型で33大学で実施した(2018年(平成30年)3月末時点)。

◆ 第15節 若者のアウトバウンド活性化

1 旅行費用軽減をはじめとする若年層の海外旅行促進

日本旅行業協会において「アウトバウンド促進協議会」を2017年(平成29年)2月に設立し、セミナー等を実施した。また、観光庁において、若者のアウトバウンド活性化について具体的な方策に関する検討会を同年12月に立ち上げ、2017年度(平成29年度)は検討会を3回開催した。

2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅲ部第2章第9節5

3 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅲ部第2章第9節6

第 3 章 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

第1節 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

■1 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

以下の各種施策の実施により、空港における2017年(平成29年)の入国審査待ち時間20分以内の達成率が全国平均74%となった。

(1) バイオカートの導入

成田空港等15空港においてバイオカート⁴⁰の運用を開始し、その運用実施状況や未導入空港の 状況を踏まえ検討した結果、既存の配備台数を見直し、2018年度(平成30年度)に北九州空港 及び大分空港を加えた17空港に拡大することを目指し、所要の準備を進めた。

(2) プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速

早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を行うことを決めた。

(3) 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

運用状況を検証しつつ、対象者の拡大について検討した。あわせて、航空機の乗員を自動化ゲートの対象とすることについて、引き続き検討を行った。

(4) 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

2017年(平成29年)10月、羽田空港の上陸審査場に「顔認証ゲート」を先行導入した。



顔認証ゲート

(5) 個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討

日本人の出帰国手続において導入する顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとした。2019年度(平成31年度)中の運用開始を目指し、所要の準備を進めた。

(6) 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港では旅客動線管理(出入国諸手続時間計測・公開等)のための工事に向け、事業者と契

約を締結し、機器調達を進めた。関西空港では出入国諸手続時間計測を2017年(平成29年)11 月より開始し、保安検査待ち時間の公開を2018年(平成30年)2月より開始した。

2 先進的な保安検査機器の導入

ボディスキャナーについては2017年度(平成29年度)に那覇、鹿児島など8空港で導入し、 16空港に拡大した。また、同年度内に高性能な爆発物等自動検知機器を羽田空港などで新たに導 入した。

3 出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

増加する訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、CIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁等の連携の下、必要な物的・人的体制の整備を進めた。具体的には、2017年度(平成29年度)に、入国審査官219人、税関職員220人、検疫所職員63人、動植物防疫官41人を増員した。

他にも、出入国管理では、同年度第一次補正予算において、旅券自動読取装置の更新や審査場内の監視強化等に必要な経費を計上した。

税関では、同年度当初及び第一次補正予算において、不正薬物・爆発物探知装置の配備等、取締・ 検査機器の整備を進めた。

検疫では、同年度予算において、患者搬送車両やアイソレータ付き車椅子などの感染拡大防止の ための設備等の整備を行った。

動植物検疫では、動植物検疫探知犬2頭の増頭による水際での携行品等検査の体制の整備や、 ORコード付き多言語ポスター、ウェブサイトの多言語化による広報の強化等を行った。

4 ファーストレーンの整備促進

成田空港においては、対象範囲の拡大に向けたトライアルを実施し、関西空港においては、到着時刻に対応してレーン利用可能時間を柔軟に設定した。また、国際会議主催者向けの広報ツールの活用等により利用促進に努めた。さらに、羽田空港をはじめとする国内の主要空港において早期導入の検討を進めた。

5 乗客予約記録の分析・活用の高度化

税関・入国管理局において、引き続き、ほぼ全ての航空会社から入国旅客のPNR⁴¹を電子的に取得し、分析・活用した。また、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進した。

さらに、税関においては、2017年(平成29年)6月から、出国する航空機旅客に係るPNRの報告を求めることができる制度を実施した。

⁴¹ PNR (Passenger Name Record 乗客予約記録) とは、航空券の予約をした者の身分事項、座席の番号といった予約の内容、携帯品や搭乗手続に関する事項を記載した記録のことである。

◆ 第2節 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進

(1) 宿泊施設の整備の促進

【再掲】第Ⅲ部第1章第6節

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(2)c

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節5(2)

(2) 観光バスの駐停車対策

複数の地方公共団体からの観光バス駐車場確保の問い合わせに対し、支援制度の説明等を行った。 さらに、容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備に取り組む地方公共団体の相談等に対応 した。

2 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

第193回通常国会において「都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)」が成立し、2017年(平成29年)6月に施行され、都市公園内に飲食店、売店等の収益施設を設置又は管理し、得られる収益を公園の整備・管理に還元する民間事業者を公募する制度である「公募設置管理制度(Park-PFI)」を創設した。

また、「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」を作成し、地方公共団体へ通知した。

3 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等が都市公園内に設置できる占用特例制度をウェブサイトに掲載した。

■4■会議施設等の整備や統一的な案内サイン、バリアフリー化等の整備への重点支援

(1) 会議施設等の整備に対する支援

【再掲】第Ⅲ部第2章第10節1 (3)

(2) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅周辺の関係者で策定する「交通ターミナル戦略」に基づく案内サイン、バリアフリー交通施設及び歩行空間の整備を支援し、分かりやすく使いやすい歩行者空間のネットワークの構築を推進した。

5 日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の推進 国土交通省、東京都、民間企業等からなるシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想検討 会では、コンセプトやコンテンツ等の構想案を示しており、構想の実現に向け、関係者間調整や整 理・検討を行った。

6 道路空間と観光の連携の推進

道路空間の利便性や快適性の向上を図るため、2017年(平成29年)10月に「道路デザイン指針(案)」を改定し、道路空間の再構築、歩道の拡幅等における考え方を示した。また2017年度(平

成29年度)、直轄国道において道路協力団体を新たに4団体指定(計30団体)するなど、道路空間を利活用する団体との連携を推進した。

◆ 第3節 キャッシュレス環境の飛躍的改善

■1 海外発行カード対応ATMの設置促進

3 メガバンク及び地方銀行に対して、ニーズの高い場所での優先的な設置のために有用なデータを提供し、取組状況のフォローアップを実施した。

3メガバンクの海外発行カード対応ATM設置台数は、2018年(平成30年)3月末時点で2,219台(対前年同期比+1,366台)となり、地方銀行の海外発行カード対応ATM設置台数も増加した。加えて、海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトで情報を公開しているほか、2017年(平成29年)9月より提供が開始されたJNTOアプリに、一部金融機関の海外発行カード対応ATM情報の検索機能を実装した。

2 クレジットカード決済対応等の取組

(1) クレジットカード決済端末の普及支援

カード会社等に対して、一般社団法人日本クレジット協会主催の講演を通じ、決済端末導入に活用可能な補助金や、スマートフォンなどを活用した比較的安価な決済端末の決済サービスについて紹介・情報提供を行った。

(2)「おもてなしプラットフォーム」の構築

2017年度(平成29年度)は、本実証事業により全国10地域において得られた訪日外国人旅行者の情報を「おもてなしプラットフォーム」に共有・連携し、情報連携のための共通ルール整備や蓄積された情報を分析する取組を行った。

(3) クレジットカードに係るセキュリティ対策

2018年(平成30年)6月の改正割賦販売法の施行に向け、政省令の整備を行い、2017年(平成29年)12月に公布した。また、セキュリティ対策協議会の実行計画に基づき、協議会ワーキンググループで調整のうえ、加盟店のIC対応等の取組を推進した。

● 第4節 通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

通信環境の飛躍的向上

(1) 主要な観光・防災拠点における無料 Wi-Fi 環境の整備

2018年(平成30年)1月に、整備状況を「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」に反映し更新した。2019年度(平成31年度)までの防災等に資するWi-Fi環境の整備目標数約3万箇所に対して、2016年(平成28年)10月時点で約1.4万箇所であったところ、2017年度(平成29年度)末までに約2.1万箇所が整備済みとなった。

(2) 災害用統一SSIDの周知・広報

「無線LANビジネスガイドライン」に、災害用統一SSID⁴²「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)の取組について記載を追加する等により、周知を図った。また、2017年(平成29年)5月に「大規模災害時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン」を改定した。

(3) シームレスな Wi-Fi 利用環境の実現

2016年(平成28年)に行った実証実験をもとに、民間事業者を中心として設立された一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構が管理する方式によって、地方公共団体等が提供するWi-Fiサービスの認証連携の取組が進み、2017年(平成29年)7月には、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築した。

また、Japan.Free Wi-Fiのウェブサイトにて、地方公共団体等の申請に基づき、訪日外国人旅行者が利用できる約14万1千件(2018年(平成30年)3月時点)のスポット情報を掲載している。その他、ステッカー等を活用し、鉄道駅や宿泊施設等で訪日外国人旅行者が利用できる「Japan. Free Wi-Fi」の認知度向上を徹底した。

(4) プリペイド SIM の販売促進等による通信環境全体の改善

プリペイド SIM^{43} に関しては、関係事業者間で販売事例や課題について共有・検討する会合を開催した。

また、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトの掲載情報を随時更新しつつ、同ウェブサイトの公開を通じたSIMカード・モバイルWi-Fiルーターの提供場所の周知を図った。

さらに、Wi-Fi環境整備について、「公衆無線LAN環境整備支援事業」による防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う115団体に対する支援を実施した。

加えて、2017年(平成29年)11月、シンガポールとの間において、国際ローミング料金の低 廉化に向けた協力覚書に署名したほか、引き続き料金低廉化に関心を有する国との間で二国間協議 を実施した。

(5) 新幹線トンネル内における携帯電話利用環境の整備

鉄道トンネルなど電波が遮へいされる場所においても携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」を実施し、このうち、新幹線トンネルについては、2017年度(平成29年度)は12事業を実施した。

2017年度(平成29年度)末までに、新幹線トンネル1,105km のうち、約640km(約58%)で携帯電話が利用可能となった。

2 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

(1) 多言語音声翻訳システムの普及

多言語音声翻訳システムを実利用するために不可欠な雑音抑圧技術等の研究開発や病院等の実際の現場での性能評価等を通じて、技術の精度向上を図った。クラウド型翻訳サービスプラットフォームについては、2018年度(平成30年度)からの大規模実証に向け、プロトタイプを開発した。また、多言語音声翻訳技術の更なる高精度化を図るため、2017年(平成29年)6月に日英間の翻

¹² SSID とは、Service Set Identifier の略であり、Wi-Fi におけるアクセスポイントの識別名である。

⁴³ プリペイド SIM とは、携帯電話に差し込むことにより、前払いした料金分だけ携帯電話サービスが利用可能な IC カードのことをいう。日本の通信事業者は、訪日外国人旅行者が自分の携帯電話に差し込んで日本の携帯電話サービスを利用できるプリペイド SIM を空港やコンビニエンスストア、ホテル等で販売している。

訳に試行的に導入したディープラーニング技術の本格導入に向けて取り組んだ。

さらに、総務省と観光庁で連携し、多言語音声翻訳システムの利活用実証(大阪市、金沢市、北海道富良野市、千葉県大多喜町、東北エリア)を2018年(平成30年)2月末まで実施した。

(2) IoTおもてなしクラウド事業の実施

2016年度(平成28年度)の成果を踏まえ、2017年度(平成29年度)は、交通系ICカード、スマートフォン等を活用し、個人の属性に応じたサービスの提供を可能とする共通クラウド基盤の機能の高度化、社会実装に向けたルールの整備に向けた取組を実施し、2018年(平成30年)3月に報告書をとりまとめた。

(3) 観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

観光、公共交通、地図等のデータを活用し、高齢者・障害者等に対して移動支援を行うサービス モデルの調査・検討等を2017年(平成29年)12月より実施した。サービスモデルの検討にあたっ ては、高齢者・移動弱者向けのアプリケーションを作成し、有益性、利便性等の検証を実施した。

(4) IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

IoTサービス創出支援事業を通じ、観光客の利用者属性・行動軌跡・満足度・機器利用状況等の周遊データを収集・分析して地方公共団体等の観光振興施策に還元するなどのIoTを活用した観光関連サービスの創出・展開の後押し等の支援を26件実施した。

(5) サービスの質の「見える化」の取組

2017年(平成29年) 6月より、サービスの品質を見える化する「おもてなし規格認証」の本格運用(4ランク)を開始した。2018年(平成30年)3月末時点で約46,000件が認証を取得した。

3 観光案内拠点の充実

日本政府観光局(JNTO)認定促進のため、宿泊施設などの民間事業者、業界団体への認定制度周知を実施したところ、認定観光案内所数は2018年(平成30年)3月末時点で911箇所まで増加した。また、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」によりカテゴリーII以上の案内所の整備・改良について19件の支援を実施した。さらに、観光拠点情報・交流施設については8件の整備・改良の支援を実施した。

加えて、2017年(平成29年)は、「道の駅」1,134駅のうち、新たに11駅で免税店、9駅で外国人案内所を設置し、同年度末までの設置数が、免税店38駅、外国人案内所90駅となった。(2018年(平成30年)3月末時点)

4 観光地の公衆トイレの洋式化

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」により公衆トイレの洋式化及び機能向上について93件の支援を実施した。また、先進的なトイレ整備の取組を把握するため、民間を巻き込んだ公衆トイレ環境整備の事例等の調査を2018年(平成30年)2月から3月に実施した。

5 ムスリム対応の強化

ムスリム旅行者の受入整備のための方策を「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」としてとりまとめた。また、千葉県や広島県等での飲食店等を対象とした受入環境整備セミナー

の開催やモニターツアーの実証事業により、ムスリム旅行者の受入環境整備を促進した。

6 訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

案内用図記号(ピクトグラム)のJIS改正を受け、外国人向け地図記号「観光案内所」を追加して周知活動を実施した。地図に記載される自然地名の英語表記リストを作成し、このリストを用いたWEB地図(英語版)を2018年(平成30年)3月に公開した。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備として、 自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示の設置等を行うとともに、「自転車活用推進法」に基づ く自転車活用推進計画の策定のため、2017年(平成29年)8月より「自転車の活用推進に向け た有識者会議」を開催する等、安全で快適な自転車利用環境の創出を図った。

7 「道の駅」の通信環境等の整備

2017年度(平成29年度)は、「道の駅」1,134駅のうち、新たに195駅で電気自動車(EV)充電施設、183駅でWi-Fiを設置し、同年度末までの設置数が、電気自動車(EV)充電施設796駅、Wi-Fi設置913駅となった(2018年(平成30年)3月末時点)。

8 受入環境向上に向けた調査の実施

日本の受入環境について、調査項目や手法の改善を図り、空港での対面調査やSNS等への投稿分析調査等から訪日外国人旅行者の不満及び要望の分析を行った。

対面調査では、特に多言語対応について、旅行の場面ごとの課題把握に取り組み、SNS等への投稿分析調査では、海外の好印象事例の把握に取り組んだ。

9 ICTを活用したスマートシティの推進

【再掲】第Ⅲ部第1章第8節9

10 地域における IoT/ICT を活用した観光クラウドシステムの普及展開

2017年度(平成29年度)地域IoT実装推進事業により、64の地方公共団体における、観光クラウドシステムの導入をはじめとした地域IoTの実装を支援した。

● 第5節 多言語対応による情報発信

生産性向上を実現するため、約1.5万社のIT導入を支援した。平成29年度補正予算においても支援を行い、効果の高いITツールの情報を分かりやすく提供する仕組みを構築することにより、更なるIT導入を進めた。2017年(平成29年)6月より、サービスの品質を見える化する「おもてなし規格認証」の本格運用(4ランク)を開始した。2018年(平成30年)3月末時点で約46,000件が認証を取得した。

第6節 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

1 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施 観光庁・厚生労働省連携の下、各都道府県の観光・衛生主管部(局)の協力を受けて、「訪日外 国人旅行者受入れ医療機関」を約1,260箇所まで拡大、2018年(平成30年)3月、日本政府観光 局(JNTO)ウェブサイトで公表した。

また、医療通訳等の配置支援を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」は2017年度(平成29年度)中に111箇所に拡充し、2020年(平成32年)までに100箇所で整備する目標を前倒して達成した。さらに、電話通訳の利用促進や医療通訳養成講座への支援により、外国人患者の受入体制の裾野拡大に着手した。

加えて、その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進を実施するとともに、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への適切な案内ができるよう観光庁と厚生労働省が連名で都道府県宛の通知を2017年(平成29年)10月に発出することにより、周知を実施した。

2 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」等で「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストの情報提供を実施するとともに、2017年(平成29年)9月より提供が開始されたJNTOアプリに、外国語対応可能な医療機関情報の検索機能を実装した。

3 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者へ接する機会の多い観光案内所等へインバウンド旅行保険を周知するとともに、2017年度(平成29年度)に地方公共団体等と連携し、九州エリアにおいて訪日外国人旅行者の医療分野における受入体制整備(「訪日外国人旅行者受付・診療マニュアル」の整備と医療通訳コールセンターの運用)の実証事業を実施した。

🍑 第7節 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境

1 交番等における訪日外国人旅行者対応の強化

都道府県警察では、コミュニケーション支援ボード、翻訳機能を備えた機器等の資料・資機材の活用、外国語対応モデル交番の運用等により、訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化を図った。

また、遺失届等各種手続書類への外国語併記、防犯・防災等に資する情報に関する外国語チラシ等の作成、警察制度や警察活動に関する外国語情報のウェブサイトへの掲載等の取組を推進した。

さらに、日本語を解さない外国人からの110番通報に的確に対応できるよう、全ての警察本部の通信指令室と通訳人を交えて3者で通話を行う3者通話システムを活用した。

加えて、消防庁においては、外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、2017年度(平成29年度)より電話通訳センターを介した3者間同時通訳の導入を促進しており、2017年(平成29年)12月時点で732消防本部中185本部が導入した。

2 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

2017年(平成29年)4月から救急現場で対応できる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を全国の消防本部に提供を開始した。同年12月時点で732消防本部中223本部が使用を開始している。また、2018年(平成30年)1月からiOS版に対応した「救急ボイストラ」の提供も開始した。コミュニケーションボード等については、2017年(平成29年)8月時点で450本部が活用している。

3 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

2017年(平成29年)6月の熱中症関係省庁連絡会議をはじめ、各関係省庁会議等で、消防庁の取組として「訪日外国人のための救急車利用ガイド(多言語版)」を紹介し、各消防本部における活用だけでなく幅広い活用を普及促進した。

また、同月に「外国人等に対する熱中症関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」を 開催し、同年6月から9月における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信計画を策定し、 当該計画に基づき、リーフレット、ウェブサイト、メディア等を用いて普及啓発を実施した。

さらに、観光庁が提供する外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」で暑さ指数による注意喚起を含む熱中症情報を発信し、当該アプリのチラシ等を空港や観光案内所等にて配布し利用を促進した。

4 気象情報の外国語での提供

民間事業者等が気象情報を多言語情報配信するための環境整備として、2018年(平成30年)3月に気象情報の多言語対訳リストを作成した。また、「気象ビジネス推進コンソーシアム」においてセミナーを計12回開催し、気象情報の利活用を促進した。



気象ビジネス推進コンソーシアムのセミナ-における気象情報に関する説明の様子

5 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

地方公共団体が地域防災計画を作成する際の基準となる防災基本計画へ訪日外国人旅行者への情報伝達に関する配慮を記載したことにより、地域における災害時の避難誘導体制を強化した。また、避難誘導マニュアル作成を各地で早期に水平展開するための実証事業(北海道、北陸信越、関東、近畿各運輸局)を実施した。さらに、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の情報を他アプリでも提供する仕組みを2017年度(平成29年度)に試験的に運用した。

加えて、2018年(平成30年)1月に「多言語対応・ICT化推進フォーラム」において、地方公共団体や企業に対し、多言語による情報伝達に関わる展示の企業ブースや、講演会の開催等を通じ、多言語会議システム等先進的なICT関連技術を周知するとともに、医療従事者と外国人患者とのコミュニケーション支援システム等の安全・安心分野等での取組を紹介した。あわせて、外国人旅行者の一層の受入環境整備のため、小売分野の対策として、協議会内にプロジェクトチームを立ち上げ、同年3月までに3回全体会議を開催し、接客用語の対訳表の作成や、多言語によるおもてなしの接客研修等を実施した。

6 災害時の避難受入施設に関する体制強化

災害発生時にホテル・旅館を被災者の避難所とするため、日本旅館協会等と地方公共団体との間での協定締結に向けた働きかけを行った。

7 感染症対策の着実な実施

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(2016年(平成28年)2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)等に基づき、感染症対策を着実に推進した。

具体的には、国際的に脅威となる感染症対策の強化のため、高度安全実験施設(BSL 4 施設)を中核とした感染症研究拠点の形成をはじめとした国内の体制の強化や検疫所等関係機関における訓練の実施による対処能力の向上等、基本計画等に基づく取組を推進した。

8 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政推進交付金」の活用等により、消費生活センターを含む相談窓口における訪日 外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制の整備を進め、さらに窓口の周知や啓発活動を 行った。

9 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が2017年(平成29年)7月に施行され、英字を併記した規制標識「一時停止」等の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新に合わせて順次整備しているところ、英字を併記した規制標識「一時停止」については、同年10月末現在で、全国約11,000箇所において整備された。

10 プッシュ型の洪水情報の配信の推進

2017年度(平成29年度)に、プッシュ型の洪水情報の配信を実施する水系に新たに66水系を追加し、同年度末現在、68水系において運用した。

第8節

第8節 「地方創生回廊」の完備

新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

(1) ジャパン・レールパスの日本到着後購入可能化に向けた実証実験の開始

ジャパン・レールパスについて、販売窓口の体制の充実として、2018年(平成30年)3月までに、国内販売箇所を16駅・空港から55駅・空港に拡大した。また、国内外での一層の認知度向上を図るため、旅行博でのPRなどの取組を行った。

(2) 観光地へのアクセス交通の充実等による地方への人の流れの創出

旅行者のニーズに沿った共通乗車船券等の造成に係る費用について、3事業に対して補助を行うとともに、観光振興を含む地域戦略と連携した地域公共交通網形成計画等の策定等に対し、人材・ノウハウ面でのサポートを行った。

また、企画乗車券の造成・販売の促進を図るために、訪日外国人旅行者向けの関東の鉄道・バスの新たな企画乗車券について関係事業者との調整を促進し、2018年(平成30年)4月からの発売を決定した。

さらに、新幹線駅において観光拠点としての機能の強化を進め、日本政府観光局(JNTO)による外国人観光案内所の認定の取得や手ぶら観光カウンターの設置を促進したところ、北上駅、新庄駅、さくらんぼ東根駅及び新八代駅では新規に認定を取得し、福島駅、新横浜駅、新潟駅及び広島駅では、より上位の認定を取得した。また、新函館北斗駅、盛岡駅、一ノ関駅、富山駅、燕三条駅、新神戸駅及び小倉駅で、手ぶら観光カウンターが設置された。

加えて、品川駅や神戸・三宮周辺地区において、立体道路制度を活用した集約交通ターミナル整備に向け検討を行った。あわせて、バスタ新宿において、高速バス運行支援システムの実証実験を実施し、地域バス停においては、バスの利用者団体と連携し、上屋・ベンチを整備し、地域バス停のリノベーションを行った。

(3) 道路利用者に分かりやすい道案内の実現

a) 高速道路ナンバリングの検討

高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」に対応する道路案内標識を、2020年(平成32年)概成に向け、2017年度(平成29年度)は全都道府県でナンバリングを用いた案内を開始し、関係団体へ情報提供した。

b) 道路案内標識における英語表記改善

先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点等では、標識の改善完了に向け、過年度から引き続き整備を推進し、2017年度(平成29年度)は全拠点で改善整備に着手した。

また、同年度、道路案内標識と国土地理院が公表予定のWEB地図(英語版100万レベル)に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図った。さらに、WEB地図(英語版20万レベル)における英語表記の整合については、国土地理院と調整を行った。

c) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示する標識の改善を推進し、2017年度(平成29年度)は53箇所の改善を行い、累計158箇所で改善を実施した。

(4) 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

舟運などの新たな船旅活性化のため、2016年(平成28年)4月より、観光利用に特化し、周辺の生活航路に悪影響を及ぼさないと認められる地区を「船旅活性化モデル地区」として設定し、旅客船事業の運用を弾力化する措置を開始しており、2018年(平成30年)3月末までに設定した18件について、同措置による運航回数制限の柔軟化等により、定期運航化のための社会実験を支援した。

また、交通空白地域における観光客の移動手段としての自家用車の活用拡大では、兵庫県養父市にて検討会議を設置し検討を進め、2017年(平成29年)12月に養父市区域計画が策定、認定され、実施主体のNPO法人の構成員の一部であるタクシー事業者が、運行管理や配車業務を担うとともに、タクシーを呼ぶことが困難な地域の輸送を自家用有償旅客運送が担当することで役割分担を行うことになった。

2 鉄道の観光資源としての魅力発信

全国の観光列車が持つ魅力を紹介するため、日本政府観光局(JNTO)ポータルサイトにおいて、2018年(平成30年)3月に各鉄道事業者の協力を得て掲載内容の拡大を行った。

3 外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

外国人の運転するレンタカーのETC2.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所を特定し、ピンポイント事故対策を実施する取組について、2017年(平成29年)9月に、外国人レンタカー利用の多い5空港を選定し、同年12月から大分自動車道において、現地対策を実施した。

4 外国人旅行者向け周遊ドライブパスの展開

高速道路会社が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、北海道エリアなど地域ごとの高速道路の周遊定額パスを販売するとともに、全国エリアを対象とした初めての周遊定額パス「Japan Expressway Pass」を2017年(平成29年)10月より販売開始した。

5 北海道におけるドライブツーリズム振興と消費拡大

北海道における地域間・季節間の旅行需要の偏在緩和に向け、地方部の観光情報及び観光施設等で利用可能な特典等をまとめたアプリケーションにより、外国人ドライブ観光客を誘導する実験を2017年(平成29年)9月から同年11月にかけて行った。

6 「道の駅」を核とした地域振興

(1) 重点「道の駅」における支援

2017年度(平成29年度)は、重点「道の駅」の取組を支援するための協議会が全国で62回開催され、「道の駅」整備に活用できる補助制度や「道の駅」における取組の好事例の紹介及び「道の駅」での取組支援のための人材派遣を実施した。

(2) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

2017年度(平成29年度)は、6次産業化商品に寄与する物産・農水産物加工場を有する「道の駅」を19駅設置し、累計で321駅となった(2018年(平成30年)3月末時点)。

(3) 着地型旅行商品の販売

2017年度(平成29年度)は、「道の駅」1,134駅のうち、総合観光窓口の役割を担う道の駅として27駅を新たに登録(合計144駅)し、着地型旅行商品の販売を行うため、延べ39駅が旅行業の資格を取得した(2018年(平成30年)3月末時点)。

(4) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装の推進

産学官が連携して地域の特色を踏まえたビジネスモデルを検討する検討会を2017年(平成29年) 7月に設立し、同年9月より、中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの 実証実験を実施した。

第9節 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

1 複数空港の一体運営の推進

2017年(平成29年)7月31日に「北海道内7空港特定運営事業等基本スキーム(案)」を公表し、民間投資意向調査(マーケットサウンディング)を実施した。

2 地方空港の着陸料軽減

各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組拡大に向け、2017年(平成29年)7月に全国27の地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、それぞれの認定空港の取組状況に応じ、着陸料の割引等の新規就航・増便への支援、CIQ施設の整備等の旅客の受入環境高度化への支援等を実施した。

3 首都圏空港の容量拡大

羽田空港については、2020年(平成32年)までに発着容量を約4万回拡大するため、飛行経 路の見直しに必要な施設整備に着手し、環境・落下物対策等を着実に進めるとともに、 4 巡目とな る説明会の開催等の丁寧な情報提供を行いながら、拡大される約4万回の発着容量について、就航 を希望する相手国政府との協議に向けた準備を進めている。また、民間事業者においては、ターミ ナルビルの拡充工事に着手した(第2ターミナル:2017年(平成29年)9月、国際線ターミナル: 2018年(平成30年)2月)。

成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、2020年(平成32年) までに発着容量を約4万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等を進めた。また、2020年以降 を見据えた成田空港の更なる機能強化策について、2018年(平成30年)3月に、第3滑走路の 整備、夜間飛行制限の緩和等について、国、空港会社、関係自治体からなる4者協議会において合 意を得た。

4 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

羽田空港において、駐機スポット増設に向けた整備を進めつつ既存スポット運用の工夫により最 大駐機可能機数を16から17に拡大した。また、成田空港において、特に2020年東京オリンピック・ パラリンピック競技大会時のスポット数拡充を含めた受入体制の充実について議論を進めた。

5 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進

(1) 操縦士・整備士の養成・確保

2018年度(平成30年度)からの航空大学校の養成規模拡大に向けて、訓練機や教官の増強等 を進めた。さらに私立大学等民間養成機関の高額な訓練費の負担を軽減するため、2018年度(平 成30年度)から無利子貸与型奨学金事業を開始することとした。

(2) 空港における地上取扱業務実施体制の拡充支援

2016年(平成28年)10月から新千歳空港において試験導入している臨時ランプパスについて 評価を実施し、全ての空港で臨時ランプパスが導入できるよう、臨時ランプパスに係る通達を制定 した。

(3) 出入国審査等に係る物的・人的体制の整備

【再掲】第Ⅲ部第3章第1節3

(4) 地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便に係る規制緩和

国際旅客チャーター便が認められる形態の制限撤廃、関西空港における包括旅行チャーター便に 係る個札販売の要件緩和及び包括旅行チャーターの用機者による卸売の要件緩和を2017年(平成 29年)8月8日に実施した。

(5) 新千歳空港の発着枠の拡大

新千歳空港において、2016年度(平成28年度)の国際線航空便の乗入制限の緩和及び1時間 当たりの発着枠の拡大により、実施前と比較して、国際線便数が64%増加(2015年(平成27年) 冬期:102 便/週→2017年(平成29年)冬期:168 便/週)した。また、訪日外国人旅行者の受 入体制の強化を図るため、エプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備等を推進した。

6 コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討

到着時免税店制度が円滑に運用されるよう、各空港管理者に対し所要の周知を行い、2017年(平成29年)9月の成田第2ターミナルの日本初出店を皮切りに、2018年(平成30年)3月末までに計5店舗が設置された。

7 新規誘致に係る日本政府観光局(JNTO)の協働プロモーション支援

日本政府観光局(JNTO)において、地方空港や地方公共団体と連携しながらバルセロナ(2017年(平成29年)9月)やブリスベン(2018年(平成30年)3月)で開催された国際航空見本市に出展し、航空会社の新規就航・増便計画に関する情報収集や共同広告に関する提案を実施した。また、新規就航・増便に合わせ、各市場において共同広告を実施した。

8 LCCターミナル等の整備

関西空港において、増大する訪日外国人旅行者の受入に向け、2016年度(平成28年度)まで に整備した入国審査場やLCC専用ターミナルの着実な運用を図った。

また、中部空港において、LCCの新規就航等に対応するためのLCC専用旅客ターミナルについて、2019年度(平成31年度)供用開始に向け整備を推進した。

さらに、福岡空港・那覇空港における滑走路増設事業及びターミナル地域再編事業、新石垣空港等その他の地方空港におけるエプロン拡張事業等を推進した。

9 高速バス・LCC等の利用促進

バス事業者に対する講演会において訪日外国人等向け高速バス情報サイト「Japan Bus-Gateway」 に関する周知を行うなど、コンテンツの充実に向けた取組を進めた。

10 海外LCC企業等の日本進出支援

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節6

11 首都圏空港アクセスの利便性向上

羽田空港において、深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、停留所の新設や運行ルートの見直しを行うなど、アクセス改善を進めた。また、成田空港においては、「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」での検討を踏まえ、鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者との共同PRリーフレットの多言語版を発行するなど利便性向上を進めた。

さらに、運賃の上限を認可制から届出制にするとともに、運行計画の届出期間を運行実施予定日の30日前から7日前に短縮する国家戦略特区の特例を2017年(平成29年)4月から福岡市において活用し、福岡空港から百道地区を結ぶ空港アクセスバスの運行を開始した。加えて、2018年(平成30年)1月より北九州市においても特例を活用した臨時バスの運行が可能となった。

12 コンセッション方式等の活用の推進

コンセッション事業の重点分野及び目標等を定めた「PPP/PFI推進アクションプラン」を2017年(平成29年)6月9日に改定し、重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加した。2017年度(平成29年度)末時点で但馬空港、関西空港、伊丹空港及び仙台空港においてコンセッション事業を実施している。

13 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2017年度(平成29年度)より、西日本の低高度空域の管制を担う神戸管制部の設立準備室を 設置するなど業務実施体制の整備を開始した。

◆ 第10節 クルーズ船受入の更なる拡充

■1■「北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に」の実現に向けた取組

以下の各種施策の実施により、2017年(平成29年)の訪日クルーズ旅客数は253万人、我が 国港湾への寄港回数は2,765回となり、いずれも過去最高を記録した(速報値)。

(1) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増等に対応するため既存岸壁の改良等を実施した。また、クルーズ船社からの 日本への寄港に係る相談を随時受け付け、港とのマッチングを行った。さらに、クルーズ旅客の利 便性、安全性の確保等を図る事業に対する補助制度(国際クルーズ旅客受入機能高度化事業)を創 設し、25港33地区の事業を支援した。

(2) 世界に誇る国際クルーズの拠点形成

クルーズ船の寄港増等に対応するため既存岸壁の改良等を実施した。また、無利子貸付制度の活 用が検討されている横浜港において事業予定者が決定したほか、2017年(平成29年)7月に「港 湾法(昭和25年法律第218号)」を改正し、同法に基づき、旅客ターミナルビル等へ投資するクルー ズ船社が岸壁を優先的に利用できる新制度を適用する「国際旅客船拠点形成港湾」として6港を指 定した。さらに、2018年(平成30年)2月27日に鹿児島港を「『官民連携による国際クルーズ拠 点』を形成する港湾」に追加で選定した。加えて、2018年度(平成30年度)税制改正において、 国際クルーズ拠点を形成する港湾等における旅客施設等に係る固定資産税等の非課税措置に係る基 本的な考え方を明確化した。

(3) 国内クルーズ周遊ルートの開拓及びラグジュアリークルーズ商品の造成の促進

2017年(平成29年)7月、より多くの人に船や海の楽しさを知ってもらうため、「海と日本プ ロジェクト |の一環として「C to Seaプロジェクト |を開始した。また、瀬戸内エリアの島巡りショー ト&カジュアルクルーズ実証事業等の取組を実施した。これらを踏まえ、官民一体で新しいコンセ プトのクルーズ事業の創出に向けた具体策を検討した。

(4) クルーズ旅客による地域産品の消費拡大・クルーズ船の受入環境の向上

クルーズ船受入れのためのガイドライン(案)を、各港において適用するため、2017年(平成 29年)6月に開催された「全国クルーズ活性化会議幹事会」において各港湾管理者等に共有する とともに、乗客の更なる満足度向上のための方策についても検討を行った。また、ユニバーサルデ ザインへの対応や港湾協力団体による歓迎イベント等によりクルーズ船受入環境の向上を推進した。 さらに、「みなとオアシス」(2018年(平成30年)3月末時点:107箇所)において、地域産品の 販売や臨時観光案内所の設置等を行い、クルーズ旅客受入環境の向上を図った。

(5) 寄港地の全国展開に向けたプロモーション

「全国クルーズ活性化会議」と連携して、外国クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を2018年(平成30年)は9回開催した。また、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトにおいて、掲載港湾数を増加させるなどの充実を図った。

さらに、日本政府観光局(JNTO)において、海外クルーズ船社の国内港湾・観光地視察招請を2017年(平成29年)10月から2018年(平成30年)3月に5回実施した。また、2018年(平成30年)





マレーシアにおける訪日クルーズセミナー





フィリピンにおける訪日クルーズセミナー

3月に米国で開催されるクルーズ国際見本市においてJAPANブースをJNTOと港湾管理者が共同で出展した。

あわせて、2017年度(平成29年度)はマレーシア(9月)及びフィリピン(10月)で現地旅行会社等を対象とした訪日クルーズセミナーをJNTOと連携して開催した。

2 地域密着型のクルーズ観光振興

宮崎県日南市における訪日外国人旅行者向けのウォーキングツアーの造成やクルーズ客等を対象にしたニーズ調査、地域資源を活用した旅行商品の造成等の取組を支援した。

◆ 第11節 公共交通利用環境の革新

1 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

(1) 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化

東海道・山陽新幹線については、訪日前に海外で予約できる専用アプリを2017年(平成29年) 10月に導入した。九州新幹線については早期導入に向けてJR九州との調整を行った。

(2) 全国の公共交通機関を網羅した経路検索に係る協議

コンテンツプロバイダへ簡単に時刻表や経路等の情報の受渡が可能となるよう、作成した共通 フォーマットの活用上の課題を整理するために実証実験を行った。また、共通フォーマットの利活 用により中小のバス事業者が負担なくバス情報を提供できるような方策を検討した。

(3) 都市交通ナンバリングの充実

駅ナンバリングについて、JR東海は2018年(平成30年)3月から、名古屋・静岡の都市圏エリア及び高山線・中央線の外国人利用の多い駅の9路線176駅に順次導入を開始した。また、JR西日本は、同年3月までに近畿エリアの12路線266駅に導入した。

さらに、バスナンバリングが既に導入された系統の改善及び未導入路線における導入促進に向け、

2018年(平成30年)2月に設置した関係者からなる検討会において議論を実施した。

(4) 世界水準のタクシーサービスの充実

a) スマホアプリによる配車等の導入促進

事前確定運賃については2017年(平成29年)8月から同年10月にかけて、相乗りタクシー については2018年(平成30年)1月から同年3月にかけてそれぞれ実証実験を実施した。

b) ユニバーサルデザイン(UD) タクシー等の導入促進

2017年度(平成29年度)に販売開始された新たなUDタクシーも含めたバス・タクシーのバ リアフリー車両について、車両の購入に係る財政・税制上の支援制度を活用した導入の促進を図っ た。

c)プライベートリムジンの導入に向けた検討

2018年(平成30年)1月から同年3月にかけて外国語等に対応した高級車による予約配車サー ビスの実証実験を実施し、有識者を交えて制度の普及促進に向けた検討を行った。

2 手ぶら観光の推進

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等によって手ぶら観光カウンターの設置を支援し、 2018年(平成30年)3月末時点で、手ぶら観光カウンターは222箇所、免税品の海外直送(国 際手ぶら観光サービス)が可能な手ぶら観光カウンターは31箇所まで増加した。

日本政府観光局(JNTO)においてSNSを活用した実証事業のPR等を併せて実施し、訪日外国人 旅行者への更なる利用促進を図った。

また、関税の収受方法の円滑化や利用しやすい料金設定が可能な仕組みを構築するため、電子決 済等の導入等について事業者のヒアリング等を行った。

3 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

「片利用共通接続システム」40構築に関する方向性のとりまとめを踏まえ、説明会を実施するな ど民間事業者等によるシステム構築の後押しをするとともに、交通系ICカードの未導入地域等に 対して導入に向けた働きかけを行った。

4 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

(1) 貸切バス事業者の営業区域の弾力化措置に係る検討

貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、制度の恒久化も含めて検討した結果、特例活用中 の事故率や需要動向を踏まえて2019(平成31年)年3月末まで延長した。

(2) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた徹底的な再発防止策の検討・実施

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の85項目全てを着実に実施した。 また、2017年(平成29年)6月に第12回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会(第2回フォロー アップ会議)を開催した。

⁴⁴ 片利用共通接続システムとは、Suica、ICOCA など三大都市圏や地方拠点都市で多く普及している 10 種類の交通系 IC カード(10 カード)を地 域独自カードの導入エリアで複数の交通事業者間で共用できるようにする仕組みのことをいう。

(3) 貸切バスによる路上混雑の解消

東京・新宿地区や大阪・長堀地区でマナーアップキャンペーンを実施し、貸切バスが利用可能な 駐車場情報の提供等により、駐車場利用を啓発した。また、神戸市で混雑緩和のための実証事業を 行い、貸切バスによる混雑緩和対策をまとめたガイドラインを作成した。

5 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

鉄道事業者に対しては、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語表示の充実を図るため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業による支援を実施した。

バスターミナル事業者に対しては、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業により、バリアフリー化等を支援したほか、必要なメニューの追加の検討を行った。

また、訪日外国人旅行者による旅客船・フェリーの観光利用を促進するため、訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急対策事業により、船内座席の個室寝台化、無料公衆無線LAN環境の整備、可変式 情報表示装置の設置、案内標識やウェブサイト等の多言語表記、案内放送の多言語化等を支援した。

第12節 休暇改革

2020年(平成32年)までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の各種施策を実施した。これにより、年次有給休暇取得率は、2015年(平成27年)48.7%から2016年(平成28年)49.4%へと上昇した。

1 働き方・休み方改革の推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者にこれを義務づけることなどを内容とする、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を第196回通常国会に提出するための準備を進めた。

また、次年度の年次有給休暇の計画づくりの時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」としてポスターによる駅貼り広報(940箇所)、インターネット広告、新聞広告等により集中的な広報を実施するとともに、連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークにも広報を実施した。

さらに、2017年度(平成29年度)は、北海道旭川市、山形県新庄市、埼玉県熊谷市、静岡県 静岡市及び大分県大分市の5地域において、地域のイベント等に合わせた年次有給休暇の取得促進 を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成した。

2 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

学校休業日の分散化を促進するため、2017年(平成29年)9月に学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の一部を改正するとともに、全ての子どもが多様な学習・体験活動の機会が得られるよう、社会教育・スポーツ・文化団体等に協力を要請した。

また、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)に基づく指針(労働時間等設定改善指針)に、事業主は労働者が子どもの学校休業日等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮することを盛り込み、2017年(平成29年)10月より適用を開始するとともに、「年次有給休暇取得促進期間(10月)」を中心に、キッズウィークについて周知した。

さらに、地域における休み方協議会の設置を促し、その取組を支援することで、モデル事例が創 出できる環境を整備するとともに、モデル事例の効果等を調査する事業者を選定した。

観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議ワーキンググループの調査を踏まえ、先行的に行ってい る各市町村における休暇分散化の取組状況や課題、好事例を2018年(平成30年)3月にとりま とめた。

加えて、2017年(平成29年)9月に宿泊業界及び旅行業界との意見交換の場を開催し、家族 が休暇を取りやすい制度の趣旨を踏まえた適切な料金の宿泊商品の造成を要請した。

あわせて、産業界における年次有給休暇取得率の向上を図るため、地域におけるキャリア教育に 積極的な商工会議所をはじめとする60程度の地域経済団体等に対して、各地域の実情について聞 き取り調査等を実施した。このうち15地域については現地において、地域における休み方協議会 の設置等の働きかけを行った。

国家公務員については「キッズウィーク」に合わせた年次休暇の取得促進について、同年9月に 各府省に対して文書による周知啓発を実施した。

3 「海の日」を活用した観光需要拡大

「海の日」海事関係者連絡会が主催するポスターコンクールを後援し、周知強化を支援した。また、 日本各地への祝日に関係する旅行商品を充実させるため、2018年(平成30年)3月に観光ビジョ ン推進地方ブロック戦略会議観光資源魅力向上ワーキンググループの場を通じて、各地域における 休暇に関する取組状況や好事例、及びキッズウィークについての各省庁の取組状況等について共有 を図った。また、2017年(平成29年)9月に宿泊業界及び旅行業界との意見交換の場を開催し、 家族が休暇を取りやすい制度の趣旨を踏まえた適切な料金の宿泊商品の造成を要請した。

◆ 第13節 オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

1 「ユニバーサルデザイン2020」のとりまとめ

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街 づくりや心のバリアフリーを全国展開し、旅行しやすい環境を整えるため、2017年(平成29年) 2月にとりまとめた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づいて、国家公務員に対しての「心 のバリアフリー」研修を実施するなど施策の推進を図った。また、施策の更なる進展や取組の加速 化を図るため「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」を2018年(平成30年)1月に開催し、 「街」と「心」の両分野における各省庁の積極的な取組を共有した。さらに、評価会議の開催など による継続的な施策の実施状況の確認と、行動計画の好事例の認定を行うための準備を進めた。

2 ユニバーサルデザインの街づくり

(1) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会」等の実現に向け、 全国において更にバリアフリー化を推進するための各種措置を含んだ「高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第196回通常国会に提出した。また、 旅客施設・車両等の移動等円滑化基準・ガイドラインの改正について検討を行い、2018年(平成 30年)3月に改正した。

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

主要な鉄道駅や観光地周辺の道路のユニバーサルデザイン化の状況について、提示に向けたデー

タの整理を行った。また、地方公共団体における積極的なバリアフリー化を推進するため、街づくりと一体となったユニバーサルデザイン化の好事例等について、共有に向けた事例調査を行った。

また、国道、都道の重点整備区間については、2017年度(平成29年度)に葛西臨海公園(カヌー・スラローム会場)周辺等の整備を促進した。区道等については重点整備区間の決定に向けて調整を実施した。

さらに、宮城県仙台駅等において、鉄道との結節点である駅前広場の整備に合わせて、広場の上 屋整備を実施するなど、利用しやすい道路空間の整備を行った。

加えて、鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・ 勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して重点的に支援を行った。

(3) 道路案内標識改善の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺エリア等において、英語表記改善やピクトグラムの活用等による道路案内標識の改善を推進し、2017年度(平成29年度)は、1都3県において、標識の改善に着手した。

(4) 移動等円滑化基準等の改正の検討

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく旅客施設・車両等の移動等円滑化基準・ガイドラインの改正について検討を行い、2018年(平成30年)3月に改正した。

(5) 多機能トイレの正しい利用の推進

バリアフリー教室や各種シンポジウム等において、トイレの利用マナーの啓発を行った。また、トイレの利用マナーを啓発するポスターやチラシを作成し、それらを公共交通機関等に配布するなどのキャンペーンを実施した。

(6) 観光地のバリアフリー評価指標の普及

観光地のバリアフリー評価指標に沿って評価を行う際の考え方・方法等を身につけるためのマニュアルを作成するため、検討を進めるとともに評価項目の一部見直しを行った。

(7) 鉄道におけるバリアフリー化の推進

鉄道における車椅子利用環境改善に向けて2017年(平成29年)3月に障害当事者の参画のもと立ち上げた実務調整会議において議論を行い、車椅子利用環境の改善に向けた検討を進めた。

また、「都市鉄道整備事業」、「地域公共交通確保維持改善事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅へのエレベーターの増設・大型化やホームドアの整備などのバリアフリー化を支援した。

(8) 自動車におけるバリアフリー化の推進

a) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

【再掲】第Ⅲ部第3章第11節1(4)b

b) 図柄入りナンバープレート制度の活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地におけるバリアフリー化等を推

進するため、2017年(平成29年)10月から寄付金付きの図柄入り特別仕様ナンバープレート の交付を開始した。

(9) 空港におけるバリアフリー化の推進

空港施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をより一層推進するため、空港旅客施設の バリアフリーに関するガイドラインの改定のための調査を実施し、2018年(平成30年)3月に 改定を行った。

3 「心のバリアフリー」

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、誰もが当たり前のように困っ ている障害者・高齢者等に自然に声をかけることができる社会に変革していくため、障害や接し方 に関するe-ラーニングの教材の作成を進めた。

また、交通分野については、交通モードごとの特性を踏まえつつ、交通事業者が行う研修の充実 を視野に入れ、2017年(平成29年)11月に立ち上げた検討委員会における検討を踏まえ、接遇 ガイドラインを2018年(平成30年)3月に作成した。

さらに、中学生向け学校用副教材・教師用解説書の内容について、更なる内容の充実を図るため、 実際に授業等で活用することとなる教師及び生徒等へのヒアリング・アンケートを実施し、その結 果を2018年(平成30年)3月に反映させた。

加えて、同年1月から同年3月にかけて、ユニバーサルツーリズム促進検討委員会等を開催し、 観光関連の接遇マニュアルの作成及び普及方法のとりまとめを行うとともに、バリアフリー旅行相 談窓口における情報発信のあり方及び観光案内所に付加すべき機能について検討を行った。また、 宿泊施設における情報発信のあり方についても検討を行った。さらに、訪日外国人旅行者の安全・ 安心を確保するため、旅館・ホテルが行うバリアフリー化への改修の支援事業を開始した。

4 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを多様な主体により継続的に収集する方 法について2017年度(平成29年度)に検討を行い、2018年(平成30年)2月には、新横浜駅 から横浜国際総合競技場までを対象に、屋内外シームレスな段差回避ナビゲーションの実証を実施 した。

5 障害者の芸術・文化活動支援

2017年(平成29年)10月にフランスのナント市において「2017 ジャパン×ナント プロジェ クト」を実施するなど、我が国の障害者による優れた芸術活動の成果を紹介するための展覧会等を 実施した。

また、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)に対する支援活動を行う社会福祉法人等 25団体(重複を含む。)を採択し、相談支援や人材育成、展示会の開催等の事業を実施した。

さらに、「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」(2017年(平成29年)9月から同年11月) を、初めて国民文化祭と一体開催した。